

岩手県社会的養育推進計画

(2020~2029)



令和2年3月

令和7年3月改訂

岩 手 県

目次

はじめに

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の目的及び性格	2
3	計画の期間	2
4	計画の推進	2
5	計画を推進するための役割分担と連携	2

第1章 本県の社会的養育体制の状況と基本的な考え方

1	こども家庭及び社会資源の状況	3
2	岩手県家庭的養護推進計画の取組状況	12
3	基本的考え方	15

第2章 今後の代替養育を必要とするこども数の見込み

1	各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み	18
2	里親等へ委託するこども数の見込み	21
3	施設での養育を必要とするこども数の見込み	25

第3章 目指す姿及び推進する施策

1	当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援）	26
I	一時保護及び施設入所中のこどもの権利擁護の取組	26
II	社会的養護施策等への意見表明	29
2	身近な地域におけるこども家庭支援体制の構築等に向けた取組	30
I	市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援・取組	30
II	児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組	32
3	支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組	33
4	家庭と同様の養育環境である里親等への支援及び委託の推進に向けた取組	34

5	永続的に安定した養育環境を保障するための支援体制構築に向けた取組	36
I	児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組	36
II	親子関係再構築に向けた取組	38
III	特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	39
6	施設におけるこどものニーズに対応した質の高い養育の提供と、地域のニーズに応じた多機能化等の展開	41
I	施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組	41
II	施設の高機能化に向けた取組	43
III	施設の多機能化・機能転換に向けた取組	45
IV	施設の取組	46
7	こどもの権利を最大限に尊重した一時保護の実施に向けた取組	47
8	里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進に向けた取組	49
I	社会的養護自立支援事業等の取組	49
II	自立援助ホームの設置運営	51
9	専門的な相談対応を行う児童相談所の強化等に向けた取組	52
I	県児童相談所における人材確保・育成に向けた取組	52
II	盛岡市の児童相談所設置に向けた取組	53
10	障害児入所施設における支援	54

評価指標

別紙

はじめに

1 計画策定の趣旨

これまで岩手県では、平成 23 年 7 月に国から示された「社会的養護の課題と将来像」に基づいて「岩手県家庭的養護推進計画」を策定し、本県の児童養護のあるべき姿を提示して計画期間における目標を設定するとともに、児童養護施設等の小規模化や地域分散化による家庭的養護、そして里親等における家庭養護を推進してきました。

そうした中、平成 28 年に児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 63 号。以下「平成 28 年改正児童福祉法」という。）が成立し、昭和 22 年の児童福祉法制定¹から見直されていなかった理念規定について、こどもが権利の主体であることが位置づけられるとともに、こどもの「家庭養育優先原則」²が明記されました。

また、全ての児童が健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援まで一連の対策の更なる強化等を図るため、子育て世代包括支援センターの法定化、市町村及び児童相談所の体制の強化、里親委託の推進等の措置を講ずることとされています。

こうした平成 28 年改正児童福祉法の理念を具現化するため、国が設置した「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」により、平成 29 年 8 月に「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、「家庭養育優先原則」を実現するために、こどもの養育の受け皿となる里親を増やし、質の高い里親養育の提供を包括的に行うフォスタリング機関の整備を進めることとされました。そして、新たな目標として、愛着形成に最も重要な時期である 3 歳未満については概ね 5 年以内に、それ以外の就学前のこどもについては概ね 7 年以内に里親委託率 75%以上を実現し、学童期以降は概ね 10 年以内を目途に里親委託率 50%以上を実現することが示されています。

また、代替養育³を必要とし、家庭復帰が困難なこどもについては、永続的で安定した家庭での養育を保障するパーマネンシー⁴保障として、養子縁組や特別養子縁組の推進が必要とされており、国は年間 1,000 人以上の特別養子縁組成立を目指すとしています。

このような状況を受け、国から「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（平成 30 年 7 月 6 日子発 0706 第 1 号）が示され、都道府県家庭的養護推進計画を全面的に見直し、新たに都道府県社会的養育推進計画を策定することが求められました。

こうした方針に基づき、平成 27 年 3 月に策定した「岩手県家庭的養護推進計画」を全面的に

¹ 終戦後、戦争その他の原因で両親を失った 18 歳未満の児童数は全国で 12 万 3 千人にもものぼったことから、児童保護の問題を根本的に解決するため、すべての児童がひとしくその生活を保障され、愛護される権利を有することなどが定められた。

² まずは、児童が家庭において健やかに養育されるよう保護者を支援するが、家庭における養育が適当でない場合は、養子縁組や里親の下で養育されるよう必要な措置を講ずること。さらに、専門的なケアを要する等、里親等への委託が適当でない場合は、小規模かつ地域分散化された施設で養育されるよう必要な措置を講ずることとされた。

³ 保護者のいないこどもや、保護者がいても何らかの理由で育てることが困難な場合など、こどもを親から分離して、施設や里親家庭などで養育すること。

⁴ 児童福祉分野では、要保護児童が頼れる大人との安住の場を獲得すること、永続的な人間関係や生活の場を保障すること等をパーマネンシーと呼んでいる。

見直し、こどもの最善の利益の実現に向けて、国の示す方向性と岩手県の現状を踏まえて、県における社会的養育の体制整備の基本的な考え方と全体像を示す「岩手県社会的養育推進計画」を策定し、加えて各年度における代替養育を必要とするこども数の見込みを算出するとともに、里親等委託率の目標を設定するものです。

令和6年度は中間見直しの時期になっています。国から「『都道府県社会的養育推進計画』の策定について」（令和6年3月12日子支家第125号）が示され、都道府県家庭的養護推進計画を見直すこととされました。これにより、既存の計画を全面的に見直し、今回策定するものです。

2 計画の目的及び性格

本計画は、家庭環境に恵まれず社会的養護を必要とするこどもたちが、適切な支援やケアを受けながら家庭的環境の下で養育されるための取組や、自立に向けた支援の取組などを推進するため、国の通知に基づき「いわてこどもプラン」の部門別計画として策定するものです。

本計画では、指標等により目標を設定しています。ただし、数値目標を単に達成すればよいものではなく、こども一人一人に対して行われたソーシャルワークがこどもに還元されていることが重要です。

3 計画の期間

本計画の期間は令和2年度から令和11年度までの10年間とします。

4 計画の推進

令和2年度から令和6年度までを前期、令和7年度から令和11年度までを後期とし、令和6年度末を目安として進捗状況を検証し、その結果を踏まえ、必要な場合には計画の見直しを行います。

この計画の推進に当たっては、社会福祉審議会において、毎年度、指標の進捗状況を確認し、取組の促進を図ります。

5 計画を推進するための役割分担と連携

社会的養育を必要とするこどもの最善の利益を実現するため、家庭と同様の養育環境を提供する里親、多様かつ質の高いケアや養育を行う児童養護施設や乳児院などの各施設、身近な地域で子育てを支援する市町村と役割分担し、相互に連携して、総合的かつ効果的に取組を推進していきます。

第1章 本県の社会的養育体制の状況と基本的な考え方

1 こども家庭及び社会資源の状況

(1) こどもの数（20歳未満人口）

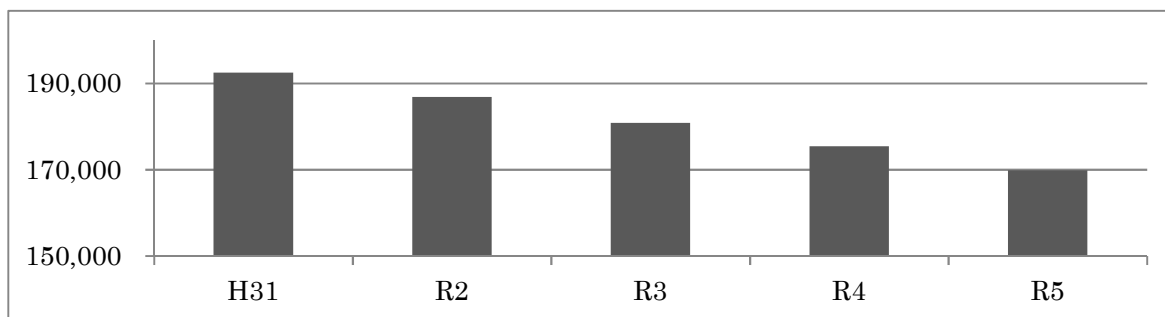
- 20歳未満のこどもの数は毎年減少を続けています。

なお、児童福祉法の対象は原則18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで措置を延長して支援の対象とすることができるため、20歳未満人口を記載しています。

(図表 1-1) 本県の20歳未満人口

(単位：人)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
人数	192,483	186,842	180,859	175,441	169,848



(資料：総務省「国勢調査」、岩手県毎月人口推計)

(2) 要保護子ども数等

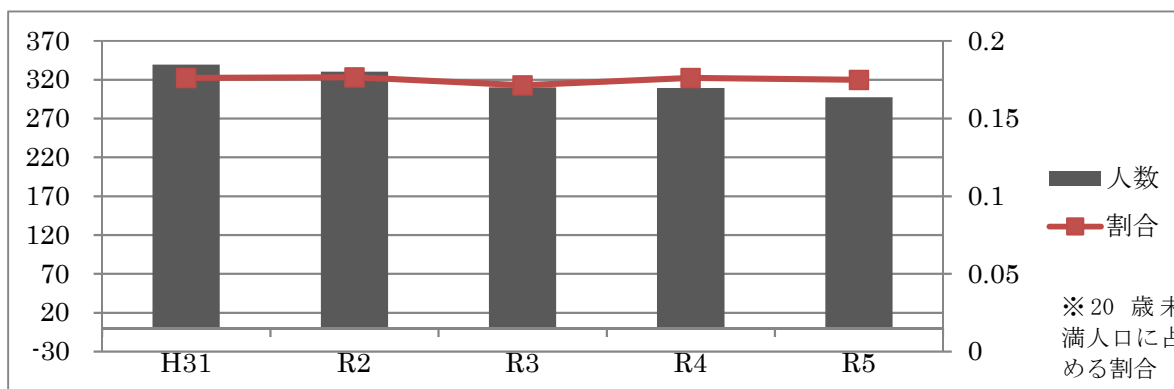
ア 里親及びファミリーホーム⁵（以下「里親等」という）への委託子ども数並びに児童養護施設及び乳児院措置入所子ども数

- 里親等への委託子ども数と児童養護施設及び乳児院措置入所子ども数は、20歳未満人口全体の人口全体の減少に伴い、減少傾向にあります。また、20歳未満人口に占める割合は、ほぼ横ばいとなっています。

(図表 1-2) 要保護子ども数（里親等委託子ども数並びに児童養護施設及び乳児院措置入所子ども数）

(年度末 単位:人)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
人数	359	330	310	309	297
割合(%)	0.176	0.177	0.171	0.176	0.175



(資料：厚生労働省福祉行政報告例、子ども子育て支援室調)

⁵ 要保護児童を養育者の家庭に迎え入れて養育を行う家庭養護の一環。

イ 児童自立支援施設⁶、児童心理治療施設⁷措置入所こども数

- 児童自立支援施設の措置入所こども数は、概ね一桁台で推移しています。
- 児童心理治療施設の措置入所こども数は、概ね 20 人台で推移しています。

(図表 1-3) 要保護こども数 (児童自立支援施設、児童心理治療施設措置入所こども数) (年度末 単位: 人)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
児童自立支援施設	9	6	6	9	7
児童心理治療施設	29	26	25	18	21

(資料: 厚生労働省福祉行政報告例、子ども子育て支援室調)

ウ 自立援助ホーム⁸入所者数

- 自立援助ホームの入所者数は、近年増加傾向にあります。

(図表 1-4) 自立援助ホーム入所者数 (年度末 単位: 人)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
入所者数	5	6	6	7	11

(資料: 子ども子育て支援室調)

エ 障害児入所施設⁹における措置こども数

- 障害児入所施設に措置されたこども数は、ほぼ横ばいで推移しています。

(図表 1-5) 障害児入所施設における措置こども数 (年度末 単位: 人)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
措置入所数	47	47	44	44	43

(資料: 子ども子育て支援室調)

⁶ 不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させるなどして必要な指導を行い自立を支援する施設 (児童福祉法第 44 条)。

⁷ 家庭環境、学校における交友関係その他の環境上の理由により社会生活への適応が困難となった児童を入所させる等して、必要な心理に関する治療及び生活指導を主として行う施設 (児童福祉法第 43 条の 2)

⁸ 義務教育を終了し、児童養護施設等退所、就職等する児童に対して、共同生活を営む住居において相談や生活・就業に関する支援を行う (児童福祉法第 6 条の 3 第 1 項)

⁹ 障害のある児童を入所させて、保護、日常生活の指導及び自活に必要な知識や技能の付与を行う施設。「福祉型」と「医療型」がある。

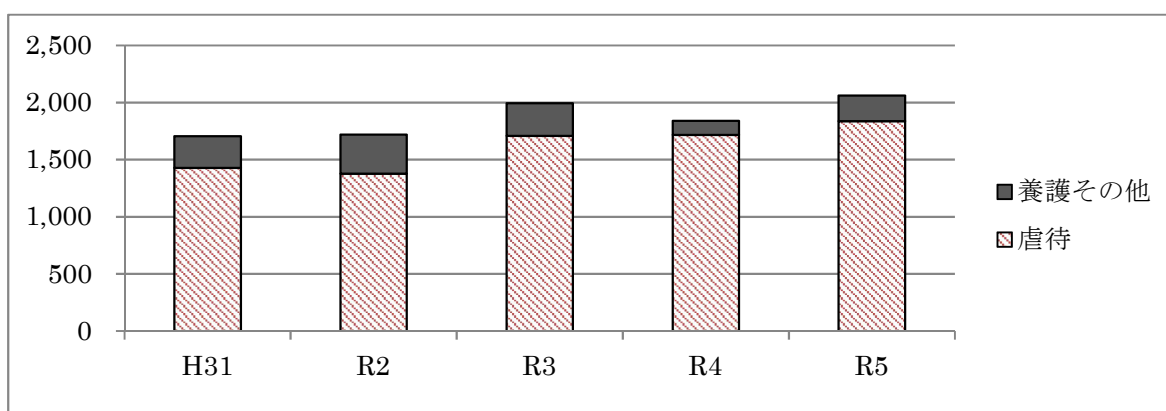
オ 児童相談所における養護相談対応件数

- 本県の児童相談所における養護相談の対応件数は、増加傾向にあり、特に虐待については、大幅に増加しています。なお、令和5年度の虐待相談対応件数は過去最多の1,838件となっています。

(図表 1-6) 児童相談所における養護相談対応件数

(単位: 件)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
虐待	1,427	1,376	1,709	1,717	1,838
養護その他	279	342	285	124	222
計	1,706	1,718	1,994	1,841	2,060



(資料: 厚生労働省福祉行政報告例)

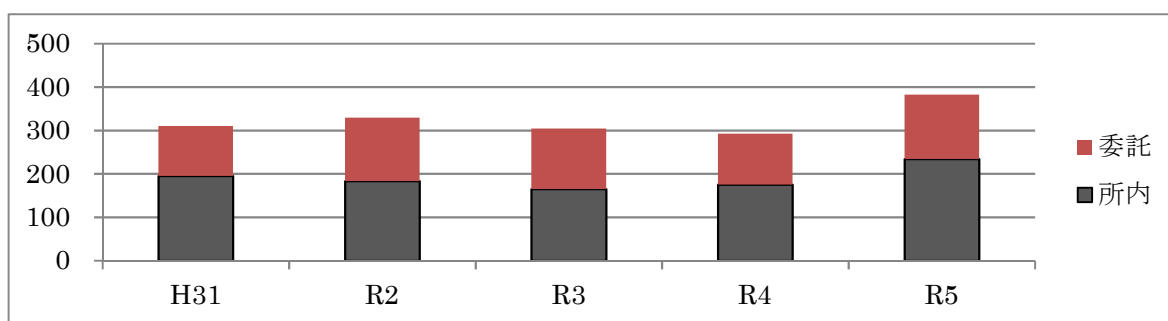
カ 児童相談所一時保護¹⁰こども数

- 一時保護こども数は、300 件前後で推移していましたが、令和 5 年度は 382 件と大幅に増加しました。

(図表 1-7) 児童相談所一時保護こども数

(単位：件)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
所内	195	183	165	175	234
委託	115	146	139	117	148
計	310	329	304	292	382



(資料：厚生労働省福祉行政報告例)

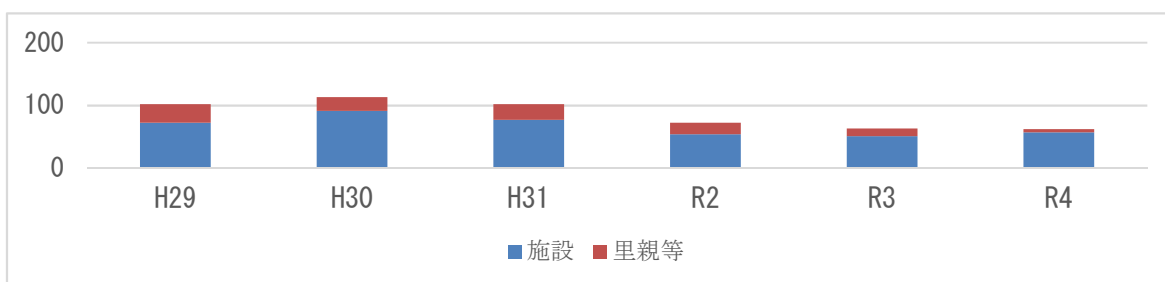
¹⁰ 児童福祉法第 33 条の規定に基づき児童相談所長又は都道府県知事、指定都市の長及び児童相談所設置市の長が必要と認める場合には、こどもの安全を迅速に確保し、適切な保護を図るため、又はこどもの心身の状況、その他の置かれている環境その他の状況を把握するため、こどもを都道府県等が設置する一時保護施設に保護し、又は警察署、福祉事務所、児童福祉施設、里親その他児童福祉に理解と経験を有する適切な者に一時保護を委託することができる。

キ 養護相談による新規入所等こども数

- 養護相談による新規入所等こども数については、令和2年度に減少しましたが、その後は横ばい傾向となっています。

(図表 1-8) 養護相談による新規入所等こども数 (単位：人)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
里親等	25	18	12	5	13
施設	77	54	51	57	48
計	102	72	63	62	61



(資料：厚生労働省福祉行政報告例)

ク 児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数（里親委託から特別養子縁組となった件数）

- 児童相談所が関与した特別養子縁組成立件数は、0～一桁台で推移しています。

(図表 1-9) 里親委託から特別養子縁組となった件数 (単位：件)

年度	H31	R2	R3	R4	R5
件数	0	5	2	2	0

(資料：厚生労働省福祉行政報告例、子ども子育て支援室調)

(3) 家庭養護の状況

ア 里親¹¹（令和6年10月1日現在）

(7) 登録里親世帯数

登録里親数（実世帯数）は206世帯であり、養育里親は176世帯、専門里親は11世帯、親族里親は15世帯、養子縁組里親は109世帯となっています（重複登録あり）。

(図表 1-11) 登録里親世帯数 (単位：世帯)

里親の種類	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	計
世帯数	176	11	15	109	311

(資料：子ども子育て支援室調)

¹¹ 里親制度は、児童福祉法第27条第1項第3号の規定に基づき、児童相談所が要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童）の養育を委託する制度。養子縁組を目的とせずに、要保護児童を預かって養育する「養育里親」、虐待された児童や非行等の問題を有する児童、身体障害児や知的障害児など、一定の専門的ケアを必要とする児童を養育する「専門里親」、養子縁組を前提として児童を養育する「養子縁組里親」、3親等以内の親族の児童の親が死亡、行方不明、拘禁、入院や疾患などで養育できない場合の「親族里親」がある。

(イ) 委託里親世帯数

委託里親世帯数は、養育里親が 36 世帯、専門里親が 1 世帯、親族里親が 15 世帯、養子縁組里親が 2 世帯となっています。

(図表 1-12) 委託里親世帯数

(単位：世帯)

里親の種類	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	計
世帯数	36	1	15	2	54

(資料：子ども子育て支援室調)

(ウ) 委託児童数

里親へ委託されている児童は 61 人で、うち養育里親が 37 人、専門里親が 2 人、親族里親が 20 人、養子縁組里親が 2 人となっています。

(図表 1-13) 委託児童数

(単位：人)

里親の種類	養育里親	専門里親	親族里親	養子縁組里親	計
委託児童数	37	2	20	2	61

(資料：子ども子育て支援室調)

イ ファミリーホーム（令和 6 年 10 月 1 日現在）

- 県内にはファミリーホームが設置されておらず、他県のファミリーホームに委託されているこどもはいません。

(4) 児童養護施設等の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

ア 児童養護施設¹²の状況

6 か所の児童養護施設があり、定員は 262 人となっています。

(図表 1-14) 県内の児童養護施設の状況

施設名	青雲荘	和光学園	大洋学園	一関藤の園	清光学園	みちのくみどり学園	計
所在地	盛岡市	盛岡市	大船渡市	一関市	花巻市	盛岡市	
定員	44 (43)	44	41	46 (44)	44	43	262

(資料：子ども子育て支援室調) ※ () 内の数字は暫定定員

イ 乳児院¹³の状況

県内には 2 か所の乳児院があり、定員は 43 人となっています。

(図表 1-15) 県内の乳児院の状況

施設名	日赤岩手乳児院	善友乳児院	計
所在地	盛岡市	盛岡市	
定員	20	23 (22)	43

(資料：子ども子育て支援室調) ※ () 内の数字は暫定定員

¹² 保護者のいない児童や保護者に監護させることが適当でない児童に対し、安定した生活環境を整えるとともに、生活指導、学習指導、家庭環境の調整等を行いつつ養育を行い、児童の心身の健やかな成長とその自立を支援する施設（児童福祉法第 41 条）。

¹³ 保護者の養育を受けられない乳幼児を養育する施設。乳幼児の基本的な養育機能に加え、被虐待児・病児・障害児などに対応できる専門的養育機能を持つ（児童福祉法第 37 条）。

ウ 児童心理治療施設及び児童自立支援施設の状況

県内には児童心理治療施設と児童自立支援施設が1か所ずつあり、定員はそれぞれ30人、45人となっています。

(図表 1-16) 県内の児童心理治療施設の状況

施設名	ことりさわ学園
所在地	盛岡市
定員	30

(図表 1-17) 県内の児童自立支援施設の状況

施設名	杜陵学園
所在地	盛岡市
定員	45 (11) ※

(資料：子ども子育て支援室調) ※ () 内の数字は暫定定員

エ 母子生活支援施設の状況

県内には1か所の母子生活支援施設があり、定員は30人となっています。

(図表 1-18) 県内の母子生活支援施設の状況

施設名	かつら荘
所在地	盛岡市
定員	30 (2) ※

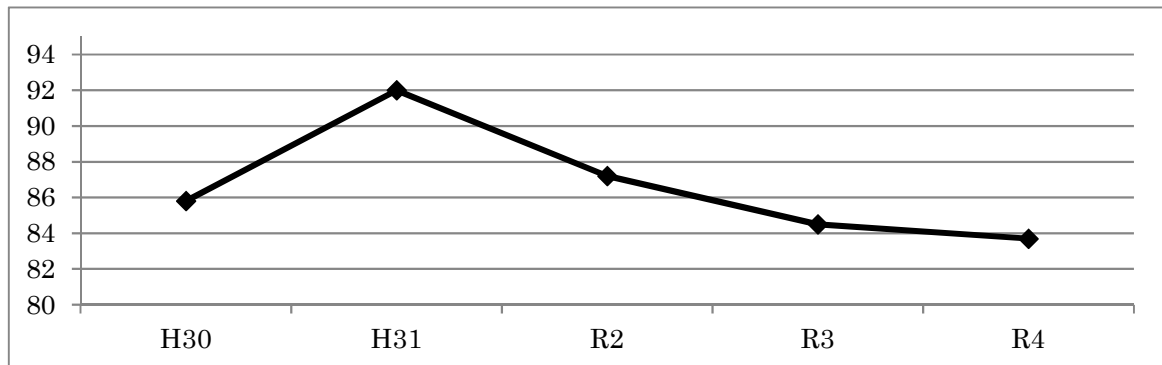
(資料：子ども子育て支援室調) ※ () 内の数字は暫定定員

オ 児童養護施設の入所率

県内の児童養護施設の入所率は、平成31年度に増加しましたが、その後減少しています。

(図表 1-19) 各月初日入所率の平均

(単位：%)



(資料：子ども子育て支援室調)

(5) 児童養護施設の小規模化及び地域分散化の状況

○ 県内の地域小規模児童養護施設¹⁴の数は6か所、小規模グループケア¹⁵の数は24か所となっています。令和6年度にも小規模グループケアが1か所増となっています。

(図表 1-20) 児童養護施設の小規模化及び地域分散化の状況

(単位：か所)

年度	R2	R3	R4	R5	R6
地域小規模児童養護施設数	6	6	6	6	6
小規模グループケア数	23	23	23	23	24

(資料：子ども子育て支援室調)

¹⁴地域社会の民間住宅等を活用した、本体施設から離れて生活する家庭的な養育環境 (グループホーム)。

¹⁵小規模グループケアには、本体施設内、敷地内の別棟、敷地外にある分園型がある。

(6) 市町村の状況

- 本県 33 市町村のうち、令和 6 年 4 月 1 日時点でこども家庭センターを設置しているのは 17 市町村です。
- 中核市である盛岡市の児童相談所設置については、盛岡市の意向も踏まえて意見交換や必要な情報の提供等を行っています。

(7) 児童相談所

- 盛岡市、宮古市、一関市の 3 か所に児童相談所を設置しており、盛岡市の福祉総合相談センターは移転新築を実施する予定です。
- 一関児童相談所についても、建物が狭隘で老朽化も進行しており、建替えに向けて検討を進めます。

2 岩手県家庭的養護推進計画の取組状況

県内の委託里親数は、令和元年度の 79 世帯から令和 4 年度の 55 世帯に、里親等委託率は 27.5%から 20.5%となりました。

県内の地域小規模児童養護施設は、令和元年度に 6 か所となりその後は増加していません。

小規模グループケア数は令和元年度の 21 か所から令和 6 年度の 24 か所に増加し、児童養護施設の定員は小規模化の進展に伴い 284 人から 262 人に減少しています。

(1) 施設における社会的養育推進計画の取組計画と取組状況

施設	年度	第 1 期 (H27~H31) の取組計画	取組状況
青雲荘	H27	定員削減 (H27)	定員削減 (H27 : 50→44)
	H28	分園型小規模グループケア新設・定員削減 (H28)	
	H29		分園型小規模グループケア新設 (H31)
	H30		
	H31		
	R 2		
	R 3		
	R 4		分園型小規模グループケア新設 (R6)
	R 5		
R 6	小規模グループケア新設		
和光学園	H27	定員削減 (H27)	定員削減 (H27 : 56→55)
	H28		定員削減 (H28 : 55→50)
	H29		分園型小規模グループケア新設、定員削減 (H31 : 50→44)
	H30	本体施設小規模化改築・定員削減 (H30)	
	H31	本体施設小規模化改築 (H31)	
	R 2		
	R 3		
	R 4		
	R 5		
R 6			
大洋学園	H27		分園型小規模グループケア改築 (H29)
	H28	地域小規模児童養護施設改築 (H28)	
	H29	分園型小規模グループケア増改築 (H29)	定員削減 (H31 : 46→41)
	H30	本園型小規模グループケア廃止・分園型小規模グループケア新設 (H30)	
	H31		
	R 2		
	R 3		
	R 4		
	R 5	本園型小規模グループケア廃止・分園型小規模グループケア新設 (R6)	
R 6			

一関藤の園	H27	地域小規模児童養護施設新設・定員削減 (H31)	定員削減 (R5)	定員削減 (R5 : 51→46)
	H28			
	H29			
	H30			
	H31			
	R 2			
	R 3			
	R 4			
	R 5			
R 6				
清光学園	H27	定員削減 (H27)	定員削減 (H27 : 47→46)	
	H28	本体施設小規模化改築 (H30)	本体施設改築・小規模グループケア新設 (H31)	
	H29			
	H30			
	H31			
	R 2			
	R 3			
	R 4			
	R 5			
R 6	定員削減 (R6)			定員削減 (R6 : 46→44)
みちのく みどり学園	H27	地域小規模新設・定員削減 (H27)	定員削減 (H27 : 86→82)	
	H28	本体施設小規模化改築 (H28～H29)・定員削減 (H28)	定員削減 (H28 : 82→62)	
	H29		定員削減 (H29 : 62→63)	
	H30		地域小規模児童養護施設新設 (H29)	
	H31		分園型小規模グループケア新設・定員削減 (H31)	定員削減 (H31 : 63→58)
	R 2		定員削減 (R2)	定員削減 (R2 : 58→48)
	R 3		定員削減 (R3)	
	R 4		定員削減 (R4)	
	R 5		定員削減 (R5)	定員削減 (R5 : 48→45)
R 6	定員削減 (R6)		定員削減 (R6 : 45→43)	

(2) 県における社会的養育推進計画の取組計画と取組状況

区分・取組計画	取組状況
施設の小規模化の推進	
人員関係	
児童指導員等の専門職員確保への支援	・専門職員配置のための財政支援
職員給与や職員配置基準の引上げの働きかけ	・社会的養護処遇改善加算の実施
施設職員に対する研修体制充実のための体系的な人材育成プログラムの検討	
児童養護施設等の職員人材確保事業の検討及び労働環境等の情報提供	
施設整備関係	
施設の小規模化のための施設・増改築に係る経費の支援	施設改築への財政支援の実施
関係機関との連携強化	
児童自立支援施設、児童心理治療施設、児童家庭支援センター等と児童養護施設との連携体制の強化の検討。	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的養育推進検討会の構成員に児童自立支援施設、児童心理治療施設を新たに追加 ・児童相談所と施設の連絡会議開催
里親・ファミリーホームへの委託推進	
運営関係	
施設ごとの担当里親の整理	・里親支援専門相談員の担当地域の検討
里親制度の周知	・里親説明会、出前講座等の開催
里親支援専門相談員配置基準の働きかけ	・里親支援専門相談員配置のための財政支援
ファミリーホームの県外調査の支援	・青森県のファミリーホーム視察
住宅改修や運営費等の補助制度の検討	
里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）の設置	
研修関係	
里親や里親支援専門相談員の研修体系の検討	
研修による里親のスキルアップ	<ul style="list-style-type: none"> ・登録前研修、未委託里親研修等の実施 ・里親サロン等での研修の実施

3 基本的考え方

この計画は、児童福祉法の新しい理念であるこどもの権利保障とこどもの家庭養育優先原則の実現に向けた取組を通じて、社会的養育を必要とするこどもの最善の利益を実現するため策定するものです。

当事者であるこどもや社会的養護の経験者、保護者などの支援対象者、里親や児童養護施設などの支援提供者からの意見を伺いながら、こどものニーズを基礎としてこどもの最善の利益を考慮し、策定したものです。

(1) 在宅支援の充実

- 家庭や地域の子育て力が低下し、子育ての孤立化が進む中で、社会による家庭への養育支援の構築が求められています。このことから、こどもの権利やニーズを優先し、家庭のニーズも考慮して全てのこどもと家庭を支援するため、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目のない支援を行うための「こども家庭センター」の普及を図るなど、住民に身近な市町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実に向けて市町村を支援します。

(2) 当事者であるこどもの権利擁護

- 令和5年4月1日にこども基本法が施行され、地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該こども施策の対象となるこども又はこどもを養育する者その他関係者の意見を反映させることとされており、県の社会的養護施策においてもこどもへのアンケートを通じて意見を聴くこととしました。
- 一時保護されたこどもに対して、一時保護の理由や目的などを丁寧に説明するとともに、こどもの権利擁護を図り、安全・安心な環境で適切なケアを提供するため、「一時保護ガイドライン」（令和6年3月30日付け子こ支虐第165号こども家庭庁支援局長通知）を踏まえ、一時保護の改革を行い、見直しや体制整備を図ります。
- 一時保護については、安全確保やアセスメントなどを適切に行うという目的に加え、代替養育としての性格も有することから、家庭における養育環境と同様の養育環境あるいはできる限り良好な家庭的環境にあって、個別性が尊重されるべきものです。このため、閉鎖的環境（こどもの自由な外出を制限する環境等）で保護する日数は、必要最小限とするほか、当該環境での保護の継続が必要な場合は、こどもや保護者等の状況に応じ、その必要性を2週間以内ごとなど定期的に検討します。

(3) 「家庭養育優先原則」に基づく代替養育の提供

- 代替養育が必要となった場合は、「家庭と同様の養育環境」である里親やファミリーホームでの養育を優先して検討します。特に乳幼児は安定した家族の関係の中で、愛着関係の基礎を作る時期であり、こどもが安心できる、温かく安定した家庭で養育されることが求められることに配慮します。

- 学童期以降のこどもについても、里親委託を通じて、地域生活、家庭生活上の知識や技術の獲得といった今後の自立に向けた支援が可能であり、積極的に里親委託を検討します。ただし、家庭では困難な専門的ケアを必要としたり、年長児で家庭養育に対する拒否感が強いなどの理由で施設養育が必要とされるこどもに対しては、こどもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的環境」、すなわち小規模かつ地域分散化された施設である地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアで養育されるよう、必要な措置を講じます。
- 代替養育を行う際は、児童相談所、市町村、里親及び児童福祉施設等が協働して、こども・保護者・家庭等への支援方針を明確にして家庭復帰に最大限努力します。それが困難又は適当でない場合や、家庭復帰が望めないと判断される場合には、里親制度の活用も含めた親族・知人による養育、更には、特別養子縁組、普通養子縁組を活用したパーマネンシー保障など、永続的解決を目指したソーシャルワークを行います。

(4) 施設におけるこどものニーズに対応した質の高い養育の提供と地域ニーズに応じた多機能化等の展開

- これまで、こどもを保護し、養育する専門機関として重要な役割を担ってきた乳児院や児童養護施設等については、家庭養育優先を進める中においても、施設での養育を必要とするこども（今までの経緯から家庭的な生活することに拒否的になっているこども等）のための質の高い養育を、より短期間のうちに集中的に提供するとともに、里親や特別養子縁組を含む在宅家庭への支援等を行うなど、その専門性を、施設の高機能化及び多機能化・機能転換を図る中において発揮することが期待されます。
- この際に、施設と里親が地域でしっかりと連携協働を図りながらそれぞれの力を発揮するとともに、専門的なケアを必要とするこどもたちの受け皿が適切に確保されるよう必要な支援を行っていきます。

(5) 里親への支援と委託の推進

- 今後、家庭養育優先原則を実現するためには、その受け皿となる里親を増やすとともに、質の高い里親養育を提供するため、包括的な里親養育支援体制を構築することが不可欠です。このため、関係機関と連携しながら里親支援の取組を推進し、質の高い里親養育体制の整備に向けて取り組みます。

(6) 里親等委託率の目標設定

- これまでの地域の実情を踏まえつつ、こどもの権利やこどもの最善の利益の実現に向け、個々のこどもに対する十分なアセスメントを行った上で、代替養育を必要とするこどもの見込み等を踏まえ、国の支援策の状況も勘案し、数値目標と達成期限を設定します。

(7) 里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進

- 代替養育や在宅措置などを経験したこどもたちが自立して安定した社会生活を営むことができるよう、社会的養護自立支援事業に取り組むなどにより、代替養育を離れた後も個々のこどものニーズに応じた支援を提供します。

(8) 児童相談所の体制強化

- 児童相談所においては、体制及び専門性を計画的に強化するため、平成 28 年改正児童福祉法や児童虐待防止対策体制総合強化プランに沿って、適正な職員配置を行うとともに、人材の確保や育成のための研修等を行います。
- また、平成 28 年改正児童福祉法附則第 3 条の趣旨を踏まえ、中核市である盛岡市が児童相談所を設置しようとする場合は、積極的に支援を行います。

(9) 支援を必要とする妊産婦等の支援

- 令和 4 年改正児童福祉法において、妊産婦等生活援助事業が法律上位置付けられるなど、特定妊婦等に対する支援は支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、県と市町村との連携が不可欠です。このため、市町村をはじめとした管内の関係機関と、情報共有や支援のつなぎのための関係づくりにより妊産婦支援の体制構築を実施していきます。

第2章 今後の代替養育を必要とするこども数の見込み

この章では、今後の想定される代替養育を必要とするこども数の見込みを算出し、そのうち、里親等へ委託するこども数の見込みと、施設養育を必要とするこども数の見込みを算出します。

1 各年度における代替養育を必要とするこども数の見込み

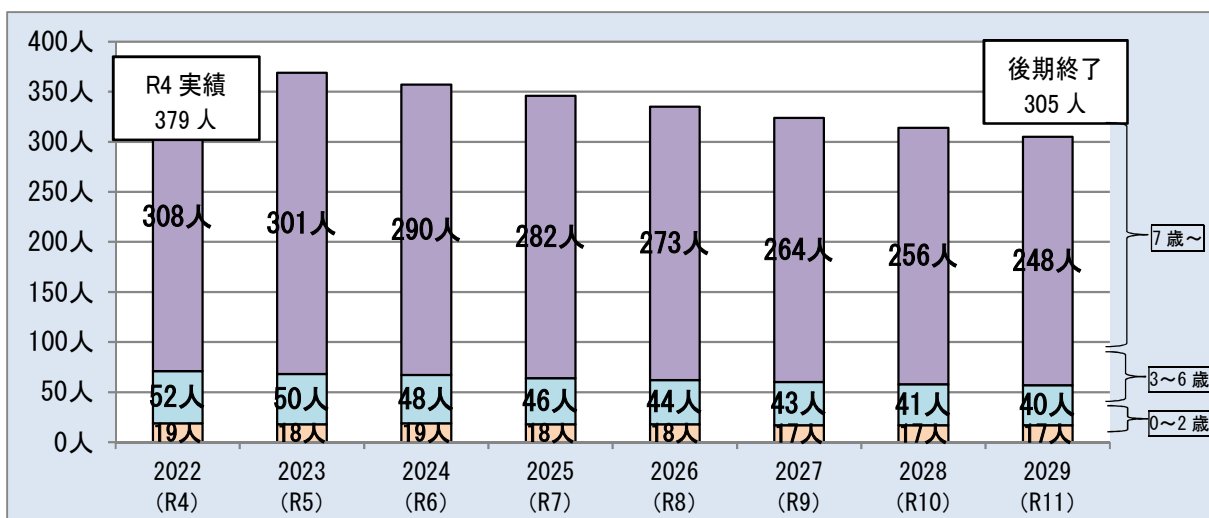
【今後の代替養育を必要とするこども数を算出する考え方と手順】

- ① はじめに、年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）に、将来のこども人口を推計します。
- ② 次に、過去10年間に代替養育を必要としたこどもの平均伸び率を算出し、直近の年齢区分別（3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降）代替養育こども割合に乗じていき、各年度における代替養育が必要なこどもの割合を算出します。
- ③ ②で算出した割合に、①で算出した各年度における年齢区分別こども人口を乗ずることにより、各年度の代替養育が必要なこどもの数を算出します。

上記により算出した代替養育を必要とするこども数の見込みは次のとおりです（図表2-1）。

（図表2-1）代替養育を必要とするこども数の見込み

年度	2022	2023	2024	2025	2026	2027	2028	2029
	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～2歳	19人	18人	19人	19人	18人	18人	17人	17人
3～6歳	52人	50人	48人	46人	44人	43人	41人	40人
7～19歳	308人	301人	290人	282人	273人	264人	256人	248人
合計	379人	369人	357人	346人	335人	324人	314人	305人



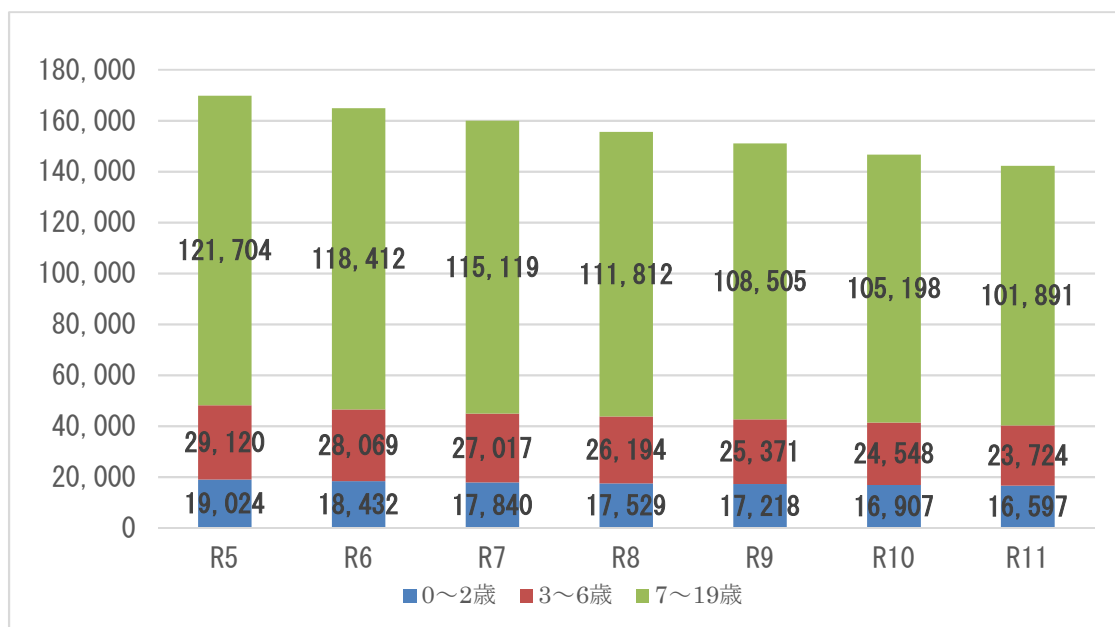
なお、次ページ以降に具体的な算出方法を記載します。

(1) 岩手県のこどもの人口

- 岩手県毎月人口推計、国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（5年毎）等を基に、年齢別のこども人口の将来推計値を算出します。
- 児童福祉法の対象は原則18歳未満ですが、継続して支援を必要とする場合は20歳まで代替養育の措置の対象とすることができるため、20歳までを算出する対象とします。
- 年齢別の将来推計値から年齢区分ごと（0歳～2歳、3歳～6歳、7歳～19歳）のこども人口を整理すると、次のようになります（図表2-2）。

（図表2-2）年齢区分別こども人口の推計値

年度	R5 (実績)	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～2歳	19,024	18,432	17,840	17,529	17,218	16,907	16,597
3～6歳	29,120	28,069	27,017	26,194	25,371	24,548	23,724
7～19歳	121,704	118,412	115,119	111,812	108,505	105,198	101,891
合計	169,848	164,913	159,976	155,535	151,094	146,653	142,212



（国立社会保障・人口問題研究所の将来人口推計（5年毎）を基に算出）

(2) 代替養育が必要なこどもの割合

ア 過去10年（H25～R4）の代替養育を必要としたこどもの割合の平均伸び率

- 過去10年間に代替養育を必要としたこどもの割合（実績）から、平均伸び率を算出します。
- 当初計画においては、潜在的なニーズ（必要性）を含めた数字を算出するため、過去10年間の代替養育を必要としたこどもの数に、一時保護したこどもの数を加えて、平均伸び率を算出することとしましたが、少子化に加え一時保護したこどもは入所措置されることもあり代替養育を必要としたこども数として重ねて計上されうるなど、実際に代替養育を必要としたこどもの数の実績と大きく乖離しているため、過年度実績に基づき算定することとしました。また、潜在的な需要として、児童心理治療施設、児童自立支援施設及び障がい児入所施設へ措置されたこども数を加えて算定します。（図表2-3）。

（図表2-3）過去10年（H25年～R4年）の代替養育割合の平均伸び率・・・99.5894%

年度	H25	H26	H27	H28	H29
措置されているこども数	488	491	487	446	446
措置されているこどもの割合	0.2202%	0.2263%	0.2296%	0.2157%	0.2198%
伸び率	-	102.7702%	101.4582%	93.9459%	101.9007%

H30	H31	R2	R3	R4	伸び率 平均
454	458	417	392	379	
0.2296%	0.2379%	0.2231%	0.2167%	0.2160%	
104.4585%	103.6149%	93.7788%	97.1313%	99.6769%	99.8594%

（資料：子ども子育て支援室調）

イ 令和4年度末における年齢区分ごとの代替養育を必要とするこどもの割合

- 令和4年度末において、代替養育を必要としたこどもの割合（年齢区分ごと）に、(2)アで算出した平均伸び率（99.8594%）を乗じていき、各年度における代替養育を必要とする割合を算出します。

	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
3歳未満人口	18,039	18,432	17,840	17,529	17,218	16,907	16,597
3歳未満代替養育人数	18	19	18	18	17	17	17
代替養育を必要とする子どもの割合	0.0992%	0.0990%	0.0988%	0.0986%	0.0984%	0.0982%	0.0980%
	×99.8594% ×99.8594% ……以降同じ						
3歳以上の就学前人口	29,082	28,069	27,017	26,194	25,371	24,548	23,724
3歳以上の就学前代替養育人数	50	48	46	44	43	41	40
代替養育を必要とする子どもの割合	0.1685%	0.1682%	0.1679%	0.1676%	0.1673%	0.1670%	0.1667%
	×99.8594% ×99.8594% ……以降同じ						
学童期以降～19歳	122,727	118,412	115,119	111,812	108,505	105,198	101,891
学童期以降～19歳代替養育人数	301	290	282	273	264	256	248
代替養育を必要とする子どもの割合	0.2449%	0.2445%	0.2441%	0.2437%	0.2433%	0.2429%	0.2425%
	×99.8594% ×99.8594% ……以降同じ						
代替養育を必要とする子どもの人数合計	369	357	346	335	324	314	305

2 里親等へ委託する子ども数の見込み

里親等へ委託する子ども数の見込みについては、家庭養育優先原則の理念に基づき、現状における委託可能な里親数にとらわれず、子どもの権利や子どもの最善の利益を実現することができるよう、子どもの状態に基づいて算出します。

算出の考え方と手順は次のとおりです。

【里親等へ委託する子ども数を算出する考え方と手順】

- ① 現に施設入所している子どものうち、里親等委託が適当と判断される子どもの数を算出します。
- ② 既に里親等に委託されている子どもの数を加えて、里親等委託が適当と判断される子ども数の総数を算出します。
- ③ ただし、里親等委託が望ましいと判断しても、実親（親権者）の同意が得られないために里親等委託ができないケースも一定割合あることから、その分を差し引き委託率の目標値を算出します。
- ④ 算出した委託率の目標値に代替養育を必要とする子ども数を乗じて、里親等へ委託する子ども数の見込みを算出します。

上記により算出した里親等委託を必要とする子ども数の見込みは次のとおりです（図表 2-7）。

（図表 2-7）年齢区分ごとの里親等委託を必要とする子ども数と委託率の目標

年度	2024	2025	2026	2027	2028	2029
年齢区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0歳-2歳	2人	3人	3人	5人	6人	8人
里親等委託率	10.5%	15.8%	16.7%	27.8%	35.3%	42.1%
3歳-6歳	10人	11人	12人	14人	16人	19人
里親等委託率	20.8%	23.9%	27.3%	32.6%	39.0%	46.2%
7歳以上	66人	71人	80人	92人	108人	127人
里親等委託率	22.8%	25.2%	29.3%	34.8%	42.2%	51.1%
合計	357人	346人	335人	324人	314人	305人
里親委託数	78人	85人	95人	111人	130人	154人
里親等委託率	21.8%	24.6%	28.4%	34.3%	41.4%	50.5%

なお、次ページ以降に具体的な算出方法を記載します。

(1) 施設に入所しているこどものうち里親等委託が適切と考えられるこども数を算出

- 「新しい社会的養育ビジョン」及び「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」によると、施設養育が必要と考えられるこどもは、以下のようなこどもとされています。
 - ・ 「(家庭での) 不適切な養育に起因する行動上の問題や心理的な問題が深刻な状態」や「医療的ケアの必要性」等の理由から里親等委託が困難であるこども
 - ・ 年長で家族に対する拒否感が強いこども
- そこで、令和4年度児童養護施設入所児童等調査(令和5年2月実施)において、施設に入所しているこども一人ひとりの状態を回答している児童票を利用します。

児童票では、性別や入所経路、就学及び就職の状況等16項目にわたってこどもの状態について調査をしていますが、その中で、設問6の「心身の状況」と設問8の「特に支援上留意している点」を参考とします。
- 具体的には、設問6「心身の状況」において、障害・疾病があると回答されたこども、又は設問8「特に支援上留意している点」において、「医療的対応」「心理的対応」「行動上の問題」のいずれかに該当すると回答されたこどもを「施設での養育を必要とするこども」とし、その他のこどもを「里親等委託が適切と考えられるこども」として、それぞれの数を算出します。
- これらを踏まえ、施設入所しているこどものうち里親等委託が適切と判断されるこどもと施設養育が適切と判断されるこどもの数を算出すると、以下のようになります(図表2-8)。
 - ※ ただし、特に思春期以降、住み慣れた施設と地域、あるいは実親とのつながりを重視し施設を選択する子どもも多いとの声もあり、里親委託の推進にあたっては、こうしたこどもの意見を踏まえて取り組んでいくことが前提となるものです。

(図表 2-8) 施設入所しているこども数とその内訳

(令和4年度児童養護施設入所児童調査、子ども子育て支援室調)

	施設入所児童		計
	里親委託が適切と判断されるこども	施設養育が適切と判断されるこども	
0-2歳	5	11	16
3-6歳	15	28	43
7歳以上	68	116	184
計	88	155	243

(2) 「施設入所しているこどものうち里親等委託が適当と判断されるこども」と「既に里親等に委託されているこども」を合算し、里親等委託が適当と判断されるこどもの総数を算出

○ (1)で算出した数に、本調査と同じ時期（令和5年2月）に里親等に委託されているこどもの数を合算し、里親等委託が適当と判断されるこども数の総数を算出すると、次のようになります（図表2-9）。

（図表2-9）施設入所中のこどもも含めた里親等委託が適当と判断されるこどもの総数

	施設入所児童			里親等委託中のこども(C)	合計(D) = (B)+(C)	里親委託中のこどもも含めた里親等委託が適当と判断されるこども(E) = (A)+(C)
	里親等が適当と判断されるこども(A)	施設養育が適当と判断されるこども	計(B)			
0～2歳	5	11	16	3	19	8
3～6歳	15	28	43	9	52	24
7歳以上	68	116	184	53	237	121
計	88	155	243	65	308	153

（令和4年度児童養護施設入所児童調査、子ども子育て支援室調）

(3) 実親（親権者）の同意が得られないケースを考慮して目標値となる里親委託率を設定

○ 現在、里親等への委託には実親（親権者）の意に反しないことが必要ですが、里親委託に反対されるために、里親等委託が望ましいと判断しても、里親等委託ができないケースも一定数存在します。計画当初は里親等委託が適当と判断されるこどものうち10%が実親（親権者）の同意が得られないために里親等への委託ができないものとします。

○ そこで、実親（親権者）の同意が得られないために里親等への委託ができない割合について算出し、その分の人数については、上表の「里親等委託が適当と判断されるこども」から「施設養育が適当と判断されるこども」へ振り分けることとします。

○ なお、令和5年度に乳児院・児童養護施設に措置されたこどものうち、実親（親権者）の意に反するために、里親等委託ができなかった割合は0%です（社会診断所見等で確認できる数）

	施設入所児童			里親委託中のこども(C)	合計(D) (D)=(B)+(C)	委託中のこどもを含めた里親等が適当と判断されるこども(E) = (A)+(C)	里親委託率目標(E)/(D) 【達成年度】 2029年度
	里親等が適当と判断されるこども(A)	施設養育が適当と判断されるこども	計(B)				
0-2歳	5	11	16	3	19	8	42.1%
3-6歳	15	28	43	9	52	24	46.2%
7歳以上	68	116	184	53	237	121	51.1%
計	88	155	243	65	551		

- その上で、里親委託率の目標値を算出します。
- 委託率の達成時期については、里親の養育が困難になるなどして委託が解除されないよう慎重かつ丁寧なマッチング、里親等委託後のこどもや里親への十分な支援といったフォスタリング業務が充実し、関係機関の連携が強化される必要があることから、計画の最終年である令和 11 年度とします。

(4) 年齢区分ごとの里親等委託こども数

- (3)で求めた里親等委託率の目標値を 2029 年度に達成すると仮定し、2024 年から里親支援センターの活動により年々里親等へ委託するこども数が増えるものとして推計します(図表 2-13)。

(図表 2-13) 年齢区分ごとの里親等委託を必要とするこども数と委託率の目標

年度 年齢区分	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0 歳-2 歳	2 人	3 人	3 人	5 人	6 人	8 人
里親等委託率	10.5%	15.8%	16.7%	27.8%	35.3%	42.1%
3 歳-6 歳	10 人	11 人	12 人	14 人	16 人	19 人
里親等委託率	20.8%	23.9%	27.3%	32.6%	39.0%	46.2%
7 歳以上	66 人	71 人	80 人	92 人	108 人	127 人
里親等委託率	22.8%	25.2%	29.3%	34.8%	42.2%	51.1%
合 計	357 人	346 人	335 人	324 人	314 人	305 人
里親委託数	78 人	85 人	95 人	111 人	130 人	154 人
里親等委託率	21.8%	24.6%	28.4%	34.3%	41.4%	50.5%

(子ども子育て支援室算定)

3 施設での養育を必要とするこども数の見込み

国から示された「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」においては、家庭養育優先原則に基づき里親等委託を推進していく一方で、「保護が必要なこどもの行き場がなくなることのないよう、各年度とも、代替養育を必要とするこども数を満たし、里親等を中心に施設も含めた十分な受け皿を確保することに留意すること」としていることから、その考え方を踏まえ、専門的なケアを必要とするこどもが施設で確実に支援を受けられるよう、施設での養育を必要とするこども数の見込みを算出します。

算出の方法は次のとおりです。

○ 本章の1で算出した各年度の代替養育を必要とするこどもの見込数から、本章の2で算出した里親等へ委託するこどもの見込数を減じて、施設養育が必要なこどもの数の見込みを算出します。

○ 「施設での養育を必要とするこども数の見込み」
 = (代替養育を必要とするこども数) - (里親等へ委託するこども数)

上記により算出した代替養育を必要とするこども数の見込みは次のとおりです（図表 2-14）。

（図表 2-14）各年度における代替養育を必要とするこども数とその内訳

年度 年齢区分	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11
0-2 歳	19 人	19 人	18 人	18 人	17 人	17 人
里親等	2 人	3 人	3 人	5 人	6 人	8 人
施設	17 人	16 人	15 人	13 人	11 人	9 人
3-6 歳	48 人	46 人	44 人	43 人	41 人	40 人
里親等	10 人	11 人	12 人	14 人	16 人	19 人
施設	38 人	35 人	32 人	29 人	25 人	21 人
7 歳以上	290 人	282 人	273 人	264 人	256 人	248 人
里親等	66 人	71 人	80 人	92 人	108 人	127 人
施設	224 人	211 人	193 人	172 人	148 人	121 人
計	357 人	346 人	335 人	324 人	314 人	305 人
里親等	78 人	85 人	95 人	111 人	130 人	154 人
施設	279 人	261 人	240 人	213 人	184 人	151 人

(子ども子育て支援室算定)

第3章 目指す姿及び推進する施策

1 当事者であるこどもの権利擁護の取組（意見聴取・意見表明等支援）

I 一時保護及び施設入所中のこどもの権利擁護の取組

【目指す姿・基本方向】

- 一時保護中のこどもや、児童養護施設、里親の下等で生活しているこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として等しく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されています。また、今まで以上に自分の気持ちや意見を表明することができ、その意見が十分に考慮され今後の支援方針に可能な限り反映されています。

【現 状】

- 令和4年改正児童福祉法においては、こどもの権利擁護に関して、里親等委託、施設入所、在宅指導の措置や一時保護の決定時等の意見聴取等措置の義務化、意見表明等支援事業の創設が行われるとともに、こどもの権利擁護に係る環境整備が都道府県の業務として明記されました。
- 令和6年4月から児童相談所においては、措置等の決定場面においてこどもが置かれている状況などの必要な事項をこどもに事前に丁寧に説明し、こどもが説明を理解できたことを確認した上で、措置を実施しています。
意見聴取に当たっては、こどもが意見を言いやすくするため、言葉による意見表出が困難なこどもに対してもコミュニケーションツールの活用や合理的配慮により、意向をくみ取るよう努めています。
- 意見表明等支援については、令和6年5月から、意見表明等支援員が定期的にこどもの意見を聴く仕組みがスタートしています。
- このような中、児童相談所一時保護所や児童養護施設等で養育されているこどもに対して、「けんりノート」の活用や日常的な面接によりこどもの権利擁護について理解を促しています。
- 児童相談所では、こどもが意見を表明できるよう一時保護所内における意見箱の設置、苦情解決受付者や責任者の配置により、投書内容や苦情等について、所内で共有・検討できるようにしている児童相談所もあります。また、受け付けた苦情については、第三者委員の設置によりこどもの意見や苦情の内容について外部委員を含めて検討できる体制を整備し、こどもの権利擁護が図られるよう取り組んでいる児童相談所もあります。

- こども等から意見表明があった場合に、岩手県社会福祉審議会児童福祉専門分科会措置部会において、調査・審議して児童相談所に意見具申を行う枠組みの構築をしています。
- 児童養護施設等においても、こどもの人権を保護し健全な支援を提供することを目的として開催する虐待防止委員会の開催や全国児童養護施設協議会による人権侵害チェックリストの取組を実施したり、自身の生活に関してこどもたちが話合う場を設けこどもから意見・苦情を聴き取る、第三者委員が来園した際に直接相談する機会を設ける、苦情解決委員会を開催する等の取組を行っている施設もあります。
- 令和6年度には、県が児童養護施設に入所している9歳以上のこどもたちにアンケートを実施し、本計画に反映しています。
- 各施設では、県から認証を受けた福祉サービス第三者評価機関による評価を受審（主に3年に1度。該当しない年度は自己評価を実施）することで、こどもの権利擁護や最善の利益に関するサービスの質の向上に向けて取り組んでおり、県としても、受審に要する経費を支援しています。
- 各施設において、こどもの暴力防止プログラムであるCAP活動、権利擁護研修等を実施しています。
- 県では児童福祉司任用後研修において、児童相談所職員に対してこどもの権利擁護に係る研修を実施しています。
- さらに、適切に教育を受けられるよう、こどもの安全が守られない場合やこども本人が学校に通うことを拒否している等の場合を除き、通学可能な里親への一時保護委託を積極的に進める等、学校生活の連続性を保証するため、学習指導協力員を配置しています。

【課題】

- 一時保護所や児童養護施設等において、意見箱を設置しこどもからの苦情等を受け付ける仕組みを用意していますが、こどもが更に自分の意見を表明することができるような配慮と取組を進める必要があります。
- 現在実施している、意見表明等支援員が定期的にこどもの意見を聴く仕組みを普及させていくことが必要です。
- また、一時保護に関わる職員や児童養護施設等の職員がこどもの権利擁護をより深く理解することも必要です。

【施策の具体的推進】

- こどもが多様な方法で自分の意見を自由に表明できるよう、日常場面での関わりや面接においてこどもの気持ちや意見を丁寧に聴き取ることに加え、児童相談所と各施設がこどもへのアンケート調査を実施することで、一時保護中及び施設入所中等のこどもの気持ちや意見を丁寧に酌み取る機会を定期的に確保します。また、こどもは意思を尊重されるべき権利の主体であることから、酌み取った意見をこどもの発達に応じて十分に考慮して可能な限り反映していきます。反映できない場合もその理由をできるだけ理解できるよう説明します。
- また、一時保護及び施設入所措置等を行う場合や変更、解除する場合、児童相談所は、その必要性について、こどもが理解できるよう定期的に丁寧に説明した上で、自由に意見を表すことができるよう配慮して本人の意見を聴取し、その意見を十分に考慮します。
- 一時保護所の苦情解決における客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、全ての児童相談所において第三者委員の設置及び適切な運用を行います。
- また、一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、児童相談所は、平成 30 年度に国が実施した「一時保護の第三者評価に関する調査研究」において策定された第三者評価基準等を活用して自己評価を実施するとともに、第三者評価の受審に向けて取り組みます。
- 万が一、被措置児童虐待に関する通告等があった場合や、被措置児童に対する虐待があった場合は、「岩手県被措置児童等虐待対応マニュアル」¹⁶に基づき、こどもの安全確保と施設等に対する対応について迅速に進めます。
- 「けんりノート」の活用を進めることにより、こどもや施設職員に対してこどもの権利擁護の重要性の周知を図ります。
- 施設や児童相談所の職員へ相談しづらい事柄も相談できるよう、意見表明等支援員が定期的にこどもの意見を聴く仕組みを推進していきます。

¹⁶ 被措置児童虐待が発生した場合の県保健福祉部、広域振興局保健福祉環境部、児童相談所、児童福祉施設、県社会福祉審議会、市町村等による、当該被措置児童等とその施設等への対応をマニュアルとして示し、併せて、被措置児童等虐待を防止し、児童の権利擁護を図り、児童の福祉の増進を進めるための取組を示したもの。万が一、被措置児童等への虐待が発生した場合には、本マニュアルに基づいて、当該児童の安全を確保し、施設等に対する対応を速やかに行う。平成 22 年 4 月策定、平成 27 年 4 月改定。

Ⅱ 社会的養護施策等への意見表明

【目指す姿・基本方向】

- 社会的養護を受けている子どもや社会的養護経験者から意見を聴取し、県の社会的養護施策へ反映させています。

【現 状】

- 平成30年度においては、県が児童養護施設に入所している高校3年生を対象として、アンケート調査を実施するとともに、直接意見を述べてもらう機会として「児童養護施設入所児童との意見交換会」を開催し、一時保護や施設での生活、施設退所後の不安や心配事、退所後に求める支援等について子どもたちの意見を聴取しました。
- 令和5年4月1日に子ども基本法が施行され、地方公共団体は、子ども施策を策定し、実施し、及び評価するにあたっては、当該子ども施策の対象となり子ども又は子どもを養育する者その他関係者の意見を反映させることとされており、県の社会的養護施策においても子どもの声を聴きながら反映していくこととします。

【課 題】

- このような機会を通じて表明された子ども達の声施策へ反映できるよう検討するとともに、既に児童養護施設等から退所した社会的養護経験者からの意見も聴取し参考にすることで、より具体的な事業内容について検討することが必要です。

【施策の具体的推進】

- 県（児童相談所）又は各施設が里親や児童養護施設等に措置されている子どもに対するアンケート調査を実施する等、今後の社会的養護施策に関して意見を表明する機会を設けるとともに、社会的養護経験者からの意見を聴取する方策についても検討します。

2 身近な地域におけるこども家庭支援体制の構築等に向けた取組

I 市町村の相談支援体制等の整備に向けた支援・取組

【目指す姿・基本方向】

- こどもと子育てに関する悩みについての身近な相談窓口として、市町村が地域に根差した寄り添い型の支援を展開し、こども家庭相談支援体制の充実が図られています。
- 要保護児童対策地域協議会の活性化等により、市町村において児童相談所をはじめとする地域の関係機関等との連携体制の充実と強化が図られ、地域においてこどもの最善の利益を優先した対応を行うこども家庭相談支援体制の整備が図られるとともに、子育てに関する地域住民の理解促進も深まっています。

【現 状】

- 令和4年改正児童福祉法においては、こども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの設立の意義や機能は維持した上で組織を見直し、全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有するこども家庭センターの設置について、市区町村の努力義務とされるとともに、新たに子育て世帯訪問支援事業、児童育成支援拠点事業及び親子関係形成支援事業が創設され、既存事業とともに、利用勧奨と措置の仕組みを備えた家庭支援事業として法律上位置付けられました。
- 市区町村においては、こども家庭センターによる相談支援を通じて、子育て家庭等に対して家庭支援事業など必要な支援メニューを提供することにより、虐待等に至る前の予防的支援等に向けた支援を効果的に実施することが求められるようになりました。
- また、「いわて県民計画（2019～2028）」において、「安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠、出産、育児などについて総合的な支援を行う子育て世代包括支援センターの設置を促進するとともに、産後ケア、産前・産後サポート事業などの取組を促進」することとしています。
- 県では、市町村に対して、各種会議等を通じてこども家庭センターの設置など妊産婦支援施策の推進を働きかけるとともに、母子保健指導者等を対象とした研修会の開催、県内外の先行事例の紹介などによる支援の質の向上に努めてきました。

【課 題】

- 令和6年4月現在、こども家庭センターは県内では17か所設置しており、未設置の市町村へ設置を働き掛けていく必要があります。
- 市町村において、乳幼児全戸訪問等の事業から選択して実施する地域子ども・子育て支援事業の整備が進み、サポートプランの策定が進むように支援する必要があります。

- 市町村において、ヤングケアラーを早期に発見してこども家庭センターが中心となって関係機関と連携し支援を行うよう働きかけていく必要があります。
- こどもが地域で生活していくためには、関係機関や学校等も含め、こどもの支援に関わる支援体制の充実も求められています。

【施策の具体的推進】

- 市町村が早期にこども家庭センターを設置できるよう、市町村ごとの設置検討状況や課題を把握し、設置に向けた国の支援策を市町村に情報提供するとともに、国のアドバイザー派遣を活用する等市町村を支援していきます。
- 要保護児童対策調整機関担当者研修や児童福祉司任用前講習会等の各種研修会の実施等により、市町村こども家庭福祉担当の人材育成を支援し、全市町村の要保護児童対策調整機関において、有資格の調整担当者が配置されるよう促します。
児童相談所が市町村の要保護児童対策地域協議会に参加し、適切な助言や支援を行っていきます。
- その他、市町村の家庭支援事業について、各地域の実情・ニーズに応じた事業の展開が図られるよう、必要な支援を行います。

Ⅱ 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 各市町村の状況に応じて、児童家庭支援センターが市町村のこども家庭相談体制を支援しています。

【現 状】

- 児童家庭支援センター¹⁷は、児童相談所の補完的役割を果たす拠点であり、地域の児童の福祉に関する各般の問題について、児童に関する家庭その他からの相談や市町村の求めに応じて必要な助言や援助を行うとともに、併せて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行うことを目的とする施設です。
- 県内には一関児童相談所管内に児童家庭支援センター大洋が設置（平成13年8月1日開所）されており、気仙地区の市町村へ支援を実施しているとともに、児童相談所から委託されたケースの指導も行っています。

【課 題】

- 県内最初の児童家庭支援センターが開設して以降、県内では増えておらず、福祉総合相談センターや宮古児童相談所管内に児童家庭支援センターはありません。
市町村のこども家庭センターの支援状況等も注視し県・市町村・民間団体の役割分担を検討しながら児童家庭支援センターの役割を整理していく必要があります。

【施策の具体的推進】

- 児童相談所がない地域においても、在宅指導委託により身近に支援を実施できるよう検討していきます。また、既存の児童家庭支援センターにおいては、児童虐待を防止するためのSNS相談業務により、相談しやすい環境づくりに引き続き取り組んでいきます

¹⁷児童福祉法第44条の2。平成9年の児童福祉法改正で制度化された。

3 支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 全国的に0歳児の虐待死事例が多いことから、出産後の養育について出産前において支援を行うことが特に必要と認められる妊婦やその子ども（以下「特定妊婦等」という。）の支援のための体制を構築していきます。

【現 状】

- 令和6年4月1日時点で、市町村が把握している県内の特定妊婦の登録数は101人ですが、それ以外にも県内の民間団体では妊娠に関する相談を相当数受付けている状況です。
- 市町村においては、母子手帳交付時に支援が必要な妊婦を把握し、子ども家庭センターや母子保健担当課などで特定妊婦等に対して相談や支援を行っています。

【課 題】

- 特定妊婦等に対する支援については、支援対象者の把握や地域生活を支援する観点から、市町村との連携が不可欠です。このため、市町村をはじめとした管内の関係機関と、情報共有や支援のつなぎのための関係づくり等を目的とした要保護児童対策地域協議会等を行う必要があります。
- 子ども家庭センターや要保護児童対策地域協議会を通じて把握した特定妊婦等について、妊娠届前の支援や、出産後の見守りなどを含めた産後に受けられる支援の充実、当該特定妊婦等の自立に向けた積極的な支援の実施の必要があります。

【施策の具体的推進】

- 妊娠に係る相談や一時的な居場所の提供は困難な問題を抱える女性への支援と連携して取り組むことが効果的と考えられることから、広い視野で官民協働による支援体制の構築を推進していきます。
- 母子保健と児童福祉が一体となった子ども家庭センターの設置について市町村に働きかけ、市町村が妊娠から出産後まで切れ目のない支援を実施できる体制構築を推進していきます。
- 市町村の母子保健担当、各保健所の母子保健担当を中心に、妊娠期の不安や予期せぬ妊娠についての相談対応ができるよう、支援に係る職員等に対する研修を継続していきます。
- 市町村の家庭支援事業について、各地域の実情・ニーズに応じた事業の展開が図られるよう必要な支援を行います。

4 家庭と同様の養育環境である里親等への支援及び委託の推進に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 「家庭養育優先原則」を実現するため、代替養育を必要とするこどもが、「家庭における養育環境と同様の養育環境」において継続的に養育されています。
- このため、県内における質の高い里親養育が十分に確保され、代替養育においてもこどもが住み慣れた地域で生活を続けることができます。

【現 状】

- 現在、福祉総合相談センター及び児童相談所に里親支援担当の児童福祉司が1名ずつ配置されています。福祉総合相談センターと児童相談所が中心となって里親希望者に対する登録前研修の実施、こどもと里親家庭のマッチング、里親に対する訪問支援等を関係機関と連携しながら実施しています。また、令和4年度からはフォスタリング事業を委託し、普及啓発等で連携しながら里親委託を推進しています。
- また、各施設の里親支援専門相談員¹⁸には、所属施設の児童の里親委託の推進、退所児童のアフターケアとしての里親支援、地域支援としての里親支援等の役割が求められており、乳児院2か所、児童養護施設5か所に配置され、福祉総合相談センター及び児童相談所と連携しながら活動しています。
- 福祉総合相談センターでは、乳児院や児童養護施設の里親支援専門相談員、里親会、児童相談所等で構成される里親委託等推進委員会を年2回開催し、里親支援専門相談員の活動状況についての報告や意見交換、里親委託の推進に向けた協議等を行っています。また、福祉総合相談センター職員と里親支援専門相談員が集まる連絡会を毎月開催し、リクルート活動の企画や訪問結果、相談内容の共有を図っています。

【課 題】

- 児童相談所においては増加する児童虐待事案に優先的に対応せざるを得ないことや里親支援のための人的な体制が不十分なことから、里親委託後のフォローについて十分に実施できているとは言えない状況です。
- 各施設の里親支援専門相談員がチームとなり、全県下の里親委託の推進に向けて取り組んでおり、里親支援専門相談員の立場や役割の更なる明確化が望まれます。

¹⁸ 児童養護施設や乳児院に配置される職員で、児童相談所等と連携して、施設入所児童の里親委託の推進、里親制度の普及啓発、里親に関する研修、里親委託後のアフターケア等を行っている。

- 現在、児童相談所は、岩手県里親会や里親支援専門相談員との協力の下、里親説明会や里親出前講座を開催し制度の周知を図っていますが、家庭養育優先原則をより一層推進するためには、社会的養護が必要なこどもの権利と利益を護るための里親制度について正しく理解してもらい、実親からの同意取得にも資する取組が必要です。また、そのような普及啓発により里親制度に熱意と関心を抱いた方に対して丁寧かつ迅速に対応することで、適性を持ったより多くの方に里親登録してもらうことが必要です。
- 社会的養護を必要とするこどもには、虐待などによる心理的影響や発達障がいなどが認められる、関わりの難しいこどもが多くいることから、こどもの養育に関する知識や技能を身に着けることができるよう、委託前後のトレーニングや研修を充実させることが必要です。

【施策の具体的推進】

- 児童相談所、里親支援センター等関係機関が連携しながら適切に里親委託に対応できるよう役割の明確化を図ります。
- 里親説明会や里親出前講座等、里親制度に関する正しい理解を広げるための取組について、より多くの機会を設けるとともに、里親に関心のある方がその場で相談することができる個別相談の時間を設けるなど、普及啓発等の充実を図ります。
- 里親のリクルート及びアセスメント、里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、こどもと里親家庭のマッチング、委託中における里親養育への支援、里親委託措置解除後における支援に至るまでの一連の業務（フォスタリング業務）の包括的な実施体制を構築することで、里親とチームになり、質の高い里親養育を実現します。
また、未委託の里親に対しては研修や施設に措置されているこどもが長期休暇を利用して里親宅で家庭的養育を体験する一時里親事業の利用の推進により養育能力を向上していきます。
- 里親支援センターについて、地域の状況や施設の意向を踏まえながら、地域の状況や施設の意向を踏まえながら児童相談所等関係機関との緊密な連携に取り組んでいきます。

5 永続的に安定した養育環境を保障するための支援体制構築に向けた取組

I 児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 都道府県における家庭養育優先原則を徹底し、こどもの最善の利益を実現していくためのパーマネンシー保障（永続的に安定した養育環境の保障）の理念に基づくケースマネジメントの在り方を検討した上で、必要な体制構築に向けた取組を進めます。

【現状】

- 施設への入所の措置の期間の令和元年度から令和5年度までの平均は、児童養護施設では6.5年、乳児院は1.9年、里親は5.2年です。
- 代替養育を必要とするこどもに対しては、登録された里親の中から経験等をさらに考慮の上里親委託をまずは検討し、実親に対して、丁寧な説明を実施しています。ただし、こどもの意向や状況等を十分に踏まえつつ、こどもにとって最良の養育先とする観点から様々な代替養育先を検討しています。
- 各児童相談所には里親担当児童福祉司を配置し里親委託の検討をしています。
- 実親の意向や家庭状況の変化により、家庭復帰が難しい児童については、特別養子縁組や親族里親委託の検討を実施しています。

【課題】

- 代替養育を必要とするこどもに対しては、里親委託を検討することとしていますが、様々な状態像や背景を持つこどもに対応できるよう、里親の登録数を増やしていく必要があります。
- 家庭復帰が難しい児童について、特別養子縁組の検討を実施するなどして、早期のパーマネンシー保障に必要な判断を・支援を行えるような体制整備を構築していく必要があります。

【施策の具体的推進】

- 里親登録数を増やすため、関係機関と里親制度の普及啓発に努めていきます。
- 早期のパーマネンシー保障の判断・支援を行えるよう、児童相談所と里親支援センターと連携して、里親委託が可能な児童等を精査して最良の養育先を検討・調整します。その場合はこどもの意見を丁寧に聴取して意向を確認します。

- 対象と判断されたこどもについては、児童相談所は、こどもの利益を最優先した上で、こどもにとって必要な場合に限り提供できるとの社会的養護の考え方を特別養子縁組希望者に対して説明し、理解を得られるよう努めながら、十分なアセスメントと丁寧なマッチングを行い、特に、年齢が高いこどもへの適用については、実親との関係がこどもにとってどのような意味を持つかという点も含め、こどもの意思や意見を児童相談所や施設が丁寧に聴き取り、必要なこどもに永続的で安定した養育環境が提供されるよう、適切に対応していきます。

Ⅱ 親子関係再構築¹⁹に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 分離して生活している子どもと親のみを対象とした家庭復帰を唯一の目的とせず、子どもの最善の利益の実現を目的として、子どもの援助指針の一環として、子ども、親、家族、親族、地域等に対して、総合的な支援を行っていきます。関係機関と連携し、子どもの意見・意向を丁寧に把握・尊重しながら、重層的・複合的・継続的な支援が行える体制を構築していきます。

【現状】

- 児童相談所において、親子関係再構築の支援を実施していますが、児童相談所の一部では保護者向けの心理的プログラムを実施しています。
- 里親や施設からは、親子の面会後の子どもの状況等について情報収集をしっかりと行い、親子再構築に向けた調整を行っています。

【課題】

- 市町村の家庭支援事業等による支援と連携した切れ目のない親子支援が行われる必要があります。
- 親子関係再構築に当たり、多様な機関や地域の理解が重要となるため、親子関係再構築の重要性を関係機関に向けて広く啓発する必要があります。

【施策の具体的推進】

- 児童相談所心理担当職員を中心に、保護者支援プログラムを実施していきます。また、民間団体との連携も視野に入れながら職員研修も実施していきます。
- 親子関係再構築に当たり、多様な機関や地域の理解が重要となるため、親子関係再構築の重要性を関係機関に向けて広く啓発していきます。
- 切れ目のない支援を行えるよう、市町村との連携が必要です。市町村子ども家庭センターに対して家庭支援事業の実施について働きかけます。
- 切れ目のない親子関係再構築支援が行われるよう、児童相談所は親子の課題やニーズについて市区町村（子ども家庭センター等）や家族に適切に情報提供し、サポートプラン策定に反映させていきます。

¹⁹ 虐待をはじめとする養育上の問題や課題に直面している家庭の親子関係の修復や再構築に取り組むこと

Ⅲ 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 保護者が死亡し又は保護者による養育を望めないこどもや、新生児・乳幼児で実親の養育が望めないこども、長期間にわたり親との交流がないこども等が、十分なアセスメントと丁寧なマッチングの下、特別養子縁組等の対象となる等、永続的に安定した養育環境が保障されています。

【現状】

- 特別養子縁組は、永続的に安定した養育環境の提供に有効ですが、保護者の同意が得られにくい制度であり、令和元年度から令和5年度に本県の児童相談所が関与した特別養子縁組の件数は0～3件程度で推移しており、平均で2件となっています。
- 一方、平成29年8月に国から示された「社会的養育ビジョン」では、パーマネンシー保障の観点から特別養子縁組は有力・有効な選択肢であり、概ね5年以内に全国で年間1,000人以上の縁組成立を目指すことが示されています。
- 平成30年4月1日、養子縁組のあっせんに係る児童の保護、民間あっせん機関による適正な養子縁組のあっせんの促進を目的とした「民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律」（平成28年法律第110号）が施行され、民間あっせん機関に対する許可制度が導入されましたが、現在、県内にはこの法律に定める許可を受けた民間あっせん機関はありません。

【課題】

- こどもの最善の利益を図るため、特別養子縁組が必要なこどもについては児童相談所で十分に調査した上、縁組成立に向けて検討を進めていますが、実親の同意が得られない等のため、必要性を理解しつつも特別養子縁組成立までに至らないケースも存在します。

【施策の具体的推進】

- 特別養子縁組については、民法の改正により養子となる者の年齢上限が原則6歳未満から原則15歳に引き上げられ、対象となるこどもの増加が見込まれることから、児童相談所において被措置児童のうち特別養子縁組の対象となり得るこどもの数を把握します。
- 対象と判断されたこどもについては、児童相談所は、こどもの利益を最優先した上で、十分なアセスメントと丁寧なマッチングを行い、こどもの意思や意見を児童相談所や施設が丁寧に聴き取り、必要なこどもに永続的で安定した養育環境が提供されるよう、適切に対応していきます。
- このためにも、児童相談所職員が特別養子縁組に関する研修を積極的に受け、制度の必要性和適切な対応方法を学ぶなど、永続的に安定した養育環境を確保できる体制の整備に取り組みます。

- 民間あっせん機関については、県内にはありませんが、今後、希望する業者があれば申請等の
手続について県が助言するなど支援を行います。また、県外の民間あっせん機関からの問合せ
や照会等があった場合は適切に対応するとともに、こどもの最善の利益が図られるよう、児童相談
所と民間あっせん機関が連携し、こどもや特別養子縁組希望者への支援を実施します。

6 施設におけるこどものニーズに対応した質の高い養育の提供と、地域のニーズに応じた多機能化等の展開

I 施設の小規模かつ地域分散化に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 必要とする全てのこどもが家庭的な環境の下で個別に尊重されながら生活しています。

【現 状】

- 各施設において、施設内小規模グループケアや地域における分園型小規模グループケア、地域小規模児童養護施設の推進に向けて計画的に取り組んでいます。
- 施設の小規模かつ地域分散化を推進するため、県では平成 30 年度に新築した分園型小規模グループケアに要する経費及び移転新築した児童養護施設の整備に関する経費を補助しています。
- また、地域小規模児童養護施設や分園型小規模グループケアに対しては、国庫負担金交付要綱に基づき、小規模グループケア加算や賃借費等の支援をしています。
- 現在、地域小規模児童養護施設は 6 施設、分園型小規模グループケアは 24 施設設置されています。

【課 題】

- 施設の小規模かつ地域分散化を進める上で、職員がお互いをフォローすることや職員間の連携を図ることが難しくなる、職員が孤立し課題を抱え込む可能性が高くなる等の課題があることから、職員間の連携や職員体制等について、既に小規模かつ地域分散化を実践している施設から研修を受ける機会が求められています。
また、少人数で多様な役割を求められる職員一人ひとりの専門性を高められるようこどもへの対応方法やこどもとの関係づくり等、職員の資質向上のための研修等の機会を確保することも必要です。
- 施設職員の人材確保のための対応が必要です。

【施策の具体的推進】

- 施設の小規模かつ地域分散化については、児童福祉法第3条の2の規定に則り、「できる限り良好な家庭的環境」が確保されるよう、質の高い個別的なケアの実現と、小規模かつ地域分散化された施設環境の確保を目指して、各施設の状況を把握するためのヒアリングを随時行いながら支援していきます。

- 児童養護施設等において、児童に対するケアの充実を図り職員の資質向上と研修指導者の養成のため、施設職員が受講できる研修の拡充に向けて支援するとともに、現在実施している研修の充実を図ります。

- また、児童入所施設措置費の処遇改善加算を適切に受けられるよう、職員の処遇改善や、ユニットリーダー、小規模グループケアリーダー等へのキャリアアップなどを通じた人材確保・育成に向けて、施設に対し助言や情報提供等の支援を行います。

- 民間や行政と連携して人材確保に向けて魅力発信に努めていきます。
また、施設等で働くことを目指す学生等や過去に施設職員として働いた経験のある者、社会的養護の分野に関心のある者等に対して、施設等で働くことの魅力や社会的養護の基礎的な知識等について、施設等のWEBサイトを活用した広報啓発を実施するなど施設等やその業務内容について理解してもらう機会を積極的に設けていきます。

Ⅱ 施設の高機能化に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 被虐待の影響等により、情緒面や行動面で様々な症状を呈するケアニーズの非常に高いこども達が早期に回復できるよう、専門性の高い施設養育を提供しています。
- 小規模かつ地域分散化された施設では対応が困難なこどもや、そのような環境を望まないこどもが、適切なケアを受けることができるよう、一定規模の集団で生活できる施設が整備、維持されています。

【現 状】

- 現在、各施設では、心理療法を行う必要のあるこどものための心理療法担当職員の配置、虐待を受けたこどもや服薬管理が必要なこども等医療的な対応が必要なこどものための看護師の配置など、施設養育の専門性を強化するための専門職の配置を行っています。
- 児童入所保護措置費のうち特別事業の機能強化推進費加算を活用している施設は、令和5年度においては4施設あります。それぞれ親子支援や家族療法等を実施しており、各施設が機能強化に取り組んでいます。

【課 題】

- トラウマや愛着の問題と発達障がい重複するこども、小規模かつ地域分散化された施設での養育が困難なこども、自立に向けて様々な機関との連携が必要なこども等、専門的なアセスメントや高度な支援スキル等を求められるこどもに対して、適切に対応できる専門性が各施設において必要とされています。
- また、身体面や精神面で医療的ケアを要するため、定期的に医療機関へ通院をしているこどもも増えていることから、医療機関との連携及び受診への付添い、適切な服薬管理等といった業務も増加しています。

【施策の具体的推進】

- 小規模かつ地域分散化を強力に推進する一方、他の形態の施設にも様々な背景を持つこどもや本人の希望に柔軟に対応する等といった一定の役割があることから、多様な形態の施設を整備、維持するため、社会福祉法人が運営する児童養護施設等の改築・改修や運営に係る経費について支援するとともに、高機能化や多機能化等に向けた取組が可能となるよう支援していきます。
- 社会的養護の受け皿不足のために、専門的なケアを必要とするこどもが適切な支援をうけることができない状況に陥らないよう、必要な施設養育の定員を確保します。

- 施設における基幹的職員を養成するため、一定の経験を有する職員を対象にした基幹的職員研修を継続して開催するとともに、ケアニーズの高いこどもへの専門的ケアを実施するための取組や入所児童の家庭復帰に向けた親子関係再構築支援を実施するための取組を支援します。
- 児童養護施設を退所後に、円滑に自立した生活に移行できるよう、退所前の一定期間、こどもを敷地外のアパート等に居住させ、自立に向けた訓練を行う児童養護施設分園型自活訓練事業の取組を支援します。
- 施設に入所しているこどもの生活の質の向上のため、入所児童の社会参加に要する費用等に対して、国の定める措置費に県単独で上乗せしている補助事業の継続に向け取り組みます。
- 施設において継続的な服薬管理や健康管理が必要な児童の医療機関への受診の付添いや、医療的ケアが必要なこども等に対する支援や対応について検討します。

Ⅲ 施設の多機能化・機能転換に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 社会的養育を充実・強化するための地域社会における貴重な資源として、在宅支援や里親支援など、地域のニーズに応じて家庭養育の支援を行っています。

【現 状】

- 児童養護施設等の各施設がそれぞれ専門性を活かし、児童相談所から措置されたこどもを保護し、養育する重要な役割を担っています。
- また、各施設に配置されている里親支援専門相談員や家庭支援専門相談員ⁱ²⁰が、里親委託の推進、地域支援としての里親支援、退所したこどものアフターケア等に取り組んでいます。
- 施設は、ショートステイやトワイライトステイ等の市町村事業の受託を受け、地域支援を実施しています。

【課 題】

- 各施設においては、これまで培ってきた豊富な経験によるこどもの養育に関する専門性を有していることから、里親養育支援、在宅支援や一時保護の受入等の機能を果たすよう、それぞれの施設の強みを生かした多機能化を行うことが必要とされています。

【施策の具体的推進】

- 施設は、ソーシャルワーク機能や相談支援に係る専門的な機能を有しており、要支援児童や要支援家庭に対する支援においても重要な役割を担っています。このため、市町村に対しては積極的な施設の活用を、施設に対しては積極的な事業実施を促していくとともに、実施可能な事業や財政支援の説明を十分に行っていきます。
- 里親支援を包括的に実施する児童福祉施設である里親支援センターについて、地域の状況や施設の意向を踏まえ児童相談所等の関係機関との連携ができるよう支援していきます。
- また、施設の定員外に一時保護専用施設を設けて、一時保護されたこどもと措置により長期入所しているこどもを混在させずに受け入れる体制を整備するなど、個々のこどもの状態に応じた適切な一時保護が可能となるよう一時保護実施特別加算により支援します。
- 学習権や学校生活の連続性を保障することを可能とするため、校区外にある一時保護された施設から原籍校へ通学する際や、被虐待児等で職員の学校への付添いが必要な場合等の送迎費用について送迎加算により支援します。

²⁰ 虐待等の家庭環境上の理由により入所している子どもの保護者等に対し、家庭復帰や里親委託等を可能にするための支援を行い、早期の退所を促進し、親子関係の再構築を図っている。

IV 施設の取組

○ 施設の具体的な取組は、以下のとおりです。なお、推進計画と各施設の計画との整合性を図るため、今後の県推進計画に基づく施策推進の中で、実際の施設養育ニーズの動向や施設へのヒアリングを踏まえて調整していきます。

1 乳児院（2施設の合計）

年度	総定員	入所人数 4.1時点	① 本施設								② グループホーム				③ ファミリーホーム				
			ケアニーズが 非常に高い 子ども用 ユニット数		ケアニーズが 非常に高い 子ども用 ユニット定員		小規模グル ープケア 数	小規模グル ープケア 定員	その他の ユニット数	その他の ユニット定員	その他の 養育形態の 定員	本施設定員数	グループホーム 数	グループホーム 定員数	箇所数	小規模施設 定員数	グループホーム 定員計	ホーム数	総定員数
			A	B	C	D	E=A+B+C+D	F	G	H=F+G	I								
(現状)2024	43	30	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	0	
前期(実績)	2020	43	39	0	0	6	35	2	8	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
	2021	43	36	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
	2022	43	27	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
	2023	43	31	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
	2024	43	30	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
後期	2025	43	-	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
	2026	43	-	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
	2027	43	-	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
	2028	43	-	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	
	2029	43	-	0	0	8	43	0	0	0	43	0	0	0	0	0	0	0	

2 児童養護施設（6施設の合計）

年度	総定員	① 本施設								② グループホーム				③ ファミリーホーム				
		ケアニーズが非 常に高い 子ども用 ユニット数		ケアニーズが非 常に高い 子ども用 ユニット定員		小規模グル ープケア 数	小規模グル ープケア 定員	その他の ユニット数	その他の ユニット定員	その他の 養育形態の 定員	本施設定員数	グループホーム 数	グループホーム 定員数	箇所数	小規模施設 定員数	グループホーム 定員計	ホーム数	総定員数
		A	B	C	D	E=A+B+C+D	F	G	H=F+G	I								
(現状)2024	262	0	0	17	115	4	32	37	184	7	42	6	36	78	0	0		
前期(実績)	2020	274	0	0	17	125	4	38	37	200	6	38	6	36	74	0	0	
	2021	274	0	0	17	125	4	38	37	200	6	38	6	36	74	0	0	
	2022	274	0	0	17	125	4	38	37	200	6	38	6	36	74	0	0	
	2023	266	0	0	17	117	4	38	37	192	6	38	6	36	74	0	0	
	2024	262	0	0	17	115	4	32	37	184	7	42	6	36	78	0	0	
後期	2025	250	0	0	17	96	4	32	32	160	9	54	6	36	90	0	0	
	2026	250	0	0	16	90	4	32	32	154	9	54	7	42	96	0	0	
	2027	245	1	6	14	79	4	32	32	149	9	54	7	42	96	0	0	
	2028	245	1	6	14	79	4	32	32	149	9	54	7	42	96	0	0	
	2029	245	2	10	13	75	4	26	32	143	10	60	7	42	102	0	0	

7 こどもの権利を最大限に尊重した一時保護の実施に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 一時保護ガイドラインに沿った個別性を尊重したケアが可能となる一時保護所が整備されています。
- 一時保護所において、被虐待や非行、発達障害など、多様な背景を持つこどもの権利擁護と最善の利益が図られており、一時保護されたこどもが安全かつ安心できる環境の中で個別性をもった適切なケアを受けています。

【現 状】

- 平成 28 年改正児童福祉法により、一時保護の目的が、こどもの安全を迅速に確保し適切な保護を図るため、又はこどもの心身の状況やその置かれている環境その他の状況を把握するためであることが明確化されました。
- 令和 4 年度の改正児童福祉法により一時保護所の基準は都道府県が内閣府令の定める基準を参酌して都道府県が定めることとされ、令和 6 年度に内閣府令により基準が定められました。
- 令和 4 年度の改正児童福祉法により、加えて、一時保護開始や解除の際はこどもの意見聴取をおこなうこととされるなど、こどもの権利擁護の推進が明記されました。このため、令和 6 年度から意見表明等支援事業を実施しています。
- 一時保護されたこどもの人数については、例年 250 人前後で推移していましたが、徐々に増加し令和 2 年度に最大の 329 人となりました。その後は減少し、令和 4 年度は 300 人を下回りました。過去 5 年の児童相談所内における一時保護平均日数は 16 日、施設等への委託による一時保護平均日数は 29 日です。
- 本県の児童相談所は建築から相当の年数が経過しており老朽化しているため、宮古児童相談所は令和 4 年 3 月末に建替を完了し、福祉総合相談センターも移転新築を予定しています。

【課 題】

- 本県においては、上表のとおり県内 3 児童相談所それぞれに一時保護所が設置されていますが、居室の数や広さ等の問題から、定員どおりの人数を一時保護することは難しい状況です。
また、本県の児童相談所は建築から相当の年数が経過しているため、全体的に老朽化していること、居室数やその面積、個室や学習専用スペースが十分に確保されていないこと等、課題が多く、ハード面の早急な対応が必要な状況です。そのため必要な施設整備を進めていくことが求められています。

- また、多様な背景をもったこどもに対して、個別性を尊重した対応を可能とするため、職員の専門性や意識の向上、関係機関との連携などの体制整備や環境整備が必要です。
- 家庭的な養育環境を確保するため、一時保護が可能な里親や一時保護専用施設の確保に努める必要があります。
- 一時保護所においては、こどもが更に自分の意見を表明することができるような配慮と取組を進める必要があります、意見表明等支援員が定期的にこどもの意見を聴く仕組みや、こどもが適切に意見表明できる取組等について、すべての児童相談所において実施することが必要です。
- こどもの権利擁護の観点から、一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、第三者評価を活用するなど外部評価及び自己評価を行うことが必要です。

【施策の具体的推進】

- 本県の「公共施設個別施設計画」の状況や内閣府令を参酌して条例により定める一時保護所の基準を踏まえつつ、一時保護所を含めた児童相談所の必要な施設整備の検討を進めます。
- 一時保護所を含めた児童相談所の改築を実施するまでは、一時保護児童の生活の向上に向けた環境改善に取り組みます。
- 一時保護所のルールがこどもの権利制限に当たりうることを踏まえた上で、定期的に点検・見直しを行います。
- 家庭的な養育環境を確保するため、一時保護が可能な里親や一時保護専用施設の確保をするため関係機関との調整を行います。
- 一時保護されたこどもの立場に立った保護や質の高い支援を行うため、児童相談所は、平成30年度に国が実施した「一時保護の第三者評価に関する調査研究」において策定された第三者評価基準等を活用して自己評価を実施するとともに、第三者評価の受審に向けて取り組みます。

8 里親や施設等から円滑に自立するための社会的養護自立支援の推進に向けた取組

I 社会的養護自立支援事業等の取組

【目指す姿・基本方向】

- 社会的養護を受けた方の自立支援について、社会的養護を離れた後も、個々の子どもや若者がその必要性に応じた適切な支援を受けながら、円滑に自立しています。

【現 状】

- 児童養護施設等退所者の中には、頼ることができる親や帰る場所等、家族というセーフティーネットが十分に機能していない場合が多く、そのため早い段階での自立を余儀なくされる子どもたちがいます。また、家庭の事情や生まれ育った環境から、適切な形でSOSを発したり、周囲と上手にコミュニケーションをとったりすることが苦手な人も少なくありません。
- このため、本県では、里親等への委託や、児童養護施設等への入所措置を受けていた者について、必要に応じて引き続き必要な支援を行う社会的養護自立支援拠点事業を実施しています。社会的養護自立支援拠点事業の前身である、社会的養護自立支援事業においては、民間団体に委託し、児童養護施設等の退所者に対して継続支援計画を策定し、社会的養護自立支援拠点事業においても継続して実施しています。令和5年度の退所者は54人おり、52名対し継続支援計画を策定しています。また、退所者への相談支援も実施しており、令和5年度の退所を控えた者の相談受付は延467件、退所後の支援は延978件、就労の支援は延292件でした。
- 本事業では、事業全体を統括する支援コーディネーターを配置し、措置解除後の支援計画を定める「継続支援計画」を策定すると同時に、生活相談支援担当職員を配置し、措置解除後の子どもが必要な生活上の相談をできるよう取り組んでいます。
- 「身元保証人確保対策事業」においては、児童養護施設等を退所する子ども等で保護者等の適当な保証人がいない場合で、就職時やアパート等の賃借時に際して施設長等が身元保証人となった場合の損害保険契約の保険料に対して補助を行っています。令和5年度においては報酬の支払いを2名、保険料の支払いを3名が利用しています。
- 「児童養護施設退所者等自立資金貸付事業」においては、施設等を退所した者であって、就職した者又は大学等へ進学した者のうち、保護者がいない、又は保護者からの養育拒否等により、住居や生活費など安定した生活基盤の確保が困難な状況にある者等に対して、家賃相当額の貸付や生活費の貸付を行うことで、安定した生活基盤を築き、円滑な自立を支援するための取組を行っています。令和5年度の新規貸付人数は6名おり、概ね毎年15名程度に貸付を行っています。

- 財産管理等の権利擁護が必要な児童等について、児童相談所長等が家庭裁判所に未成年後見人選任の申立を行い、家庭裁判所が選任した未成年後見人に対して、報酬及び保険料の支払いを行う「未成年後見人支援事業」を活用しています。令和5年度においては報酬の支払いを2名、保険料の支払いを3名が利用しています。

【課題】

- 令和6年度の法改正により児童自立生活援助事業の対象年齢が弾力化されたため、今後、本事業の更なる周知や実績に応じた事業規模の検討、施設と支援コーディネーターとの連携強化など、必要な方が確実に利用できるような取組が必要となっています。
- 「身元保証人確保対策事業」や「未成年後見人支援事業」についても、必要とするこどもたちが確実に事業を利用できるよう周知するとともに、関係機関が連携し切れ目のない支援を行う必要があります。

【施策の具体的推進】

- 社会的養護自立支援事業及び就学者自立生活援助事業について、児童相談所や施設へ周知するとともに、事業の活用状況や当事者、施設関係者の意見を踏まえながら、その拡充を図ります。
また、家庭支援専門相談員など、施設退所後のアフターケアに取り組んでいる施設職員と社会的養護自立支援事業受託者との連携を強化していきます。
- 退所後の支援の課題や対応について共有する場を設けることを検討します。
- 自立に向けた経済的支援を必要としている退所者が、確実に児童養護施設退所者等自立支援資金貸付事業を利用できるよう、制度の周知を行います。また、「身元保証人確保対策事業」や「未成年後見人支援事業」についても、必要とするこどもたちが確実に事業を利用できるよう、周知するとともに、関係機関が連携し切れ目のない支援を行う必要があります。

Ⅱ 自立援助ホームの設置運営

【目指す姿・基本方向】

- 児童養護施設等を退所した後も自立のための援助や生活指導が必要な者、それらの支援を希望する者、自宅で養育されていても不適切な養育環境等のために自立に向けた支援を必要とする者が、自立援助ホームで日常生活及び就業等の支援を受けながら、円滑に自立することができています。

【現 状】

- 令和4年改正児童福祉法により、社会的養護経験者等に対し必要な援助を行うことが県の業務として位置付けられるとともに、令和6年度から児童自立生活援助事業について、年齢要件等の弾力化が行われたほか、社会的養護経験者等が相互の交流を行う場所を開設し、必要な情報の提供、相談及び助言並びに関係機関との連絡調整等を行う社会的養護自立支援拠点事業が創設されました。
- 児童自立援助事業所Ⅰ型（旧自立援助ホーム）は、平成23年度に1箇所、令和4年度に2箇所、令和6年度に1箇所開設され、現在4箇所開設されており、令和5年度の平均入所率は56%でした。

【課 題】

- 児童自立援助事業所Ⅰ型は4か所あり、男女混合型1施設、男子専用2箇所、女子専用1箇所が設置されています。
いずれも盛岡市内に設置されているため、盛岡市以外の設置も検討していくことが必要です。また、令和6年度から制度が始まった児童養護施設等が実施する児童自立援助事業所Ⅱ型や里親が実施するⅢ型についても関係者等との協議を継続しながら設置を検討していくことが求められます。
- 同時に、虐待を受けたこどもや発達障害を抱えたこどもの入居が増加傾向にあり、多様な背景のこどもたちが入所している児童自立援助事業所において、多様な支援ニーズに対応するため、職員の資質の向上と自立支援担当職員や個別対応職員の加配が求められます

【施策の具体的推進】

- 自立援助ホームの必要性、必要とするホーム数や運営形態等について、県、児童養護関連施設、有識者等を含めた関係機関で協議していきます。
- 児童支援に当たっては、多様な支援ニーズに対応するため、専門職の配置や職員の質の更なる向上に向けた研修を支援するとともに、県外の先進地視察等の取組を検討します。

9 専門的な相談対応を行う児童相談所の強化等に向けた取組

I 県児童相談所における人材確保・育成に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 専門性を必要とする児童相談所職員を配置するため、計画的な福祉人材の確保・育成を行っています。

【現 状】

- 児童相談所で対応した児童虐待相談対応件数は一貫して増加を続けており、全国的に重篤な児童虐待事件や児童虐待による死亡事件が後を絶たず、深刻な状態が続いています。
- このような状況を踏まえ、児童相談所の児童福祉司や児童心理司等の増員に取り組んでいるほか、福祉総合相談センターにおいては、令和6年度、3課体制とする等、児童相談所の体制強化を図っています。
- また、医療的なケアが必要な子どもや法的対応が必要な場面等も増えていることから、嘱託医を3人、嘱託弁護士を4人配置し、定例日と随時の相談日を設け、全ての児童相談所が相談できる体制整備に取り組んでいます。
- 児童福祉司及び児童心理司については、増加する児童虐待相談に伴う業務量の増加に伴い、政令の定める基準を満たすよう適宜増員しているところです。
- 市町村との連携のため、連絡調整や技術的援助等を行う市町村支援児童福祉司を配置しています。

【課 題】

- 児童福祉司、児童心理司の増員に伴い、経験年数が浅い職員も多く配置されており、指導・教育を担うスーパーバイザーの養成・バランスのよい配置が必要です。
また、スーパーバイザーが指導・教育に専念し、支援ケースの適切な進捗管理ができるようスーパーバイザー業務を見直す等、スーパービジョンを行う体制の確保が必要です。
- 医療的ケアが必要な子どもに対する専門的視点が求められる場面や、児童の一時保護時の司法審査手続き導入といった法的対応が必要な場面があることから、医師や弁護士との連携体制を更に強化する必要があります。
- 専門領域や経験年数に応じて、各種研修に計画的に参加できるよう、研修体系の構築が必要です。
- 市町村支援児童福祉司を継続して配置し市町村との連携を行う必要があります。

【施策の具体的推進】

- 児童福祉司及び児童心理司の計画的な増員を図るとともに、適正な配置に取り組み、スーパーバイザーがその業務に専念できる体制を確保します。このため、適切に指導・教育を行えるスーパーバイザーの養成に取り組みます。
- 医師や弁護士との連携については、今後も必要な体制を維持していきます。
- また、経験年数等に応じた専門性や相談対応力の向上を図るため、研修の体系化に向けて取り組みます。
- 市町村支援児童福祉司を継続して配置し市町村との連携を今後も行っていきます。

Ⅱ 盛岡市の児童相談所設置に向けた取組

【目指す姿・基本方向】

- 中核市である盛岡市の児童相談所設置について、盛岡市や関係機関の意見を丁寧に向いながら、必要な支援を実施しています。

【現 状】

- 令和2年、政府は設置意向のある全ての中核市・特別区が児童相談所を設置できるよう必要な措置を講ずる旨、児童虐待防止対策の強化を図るための児童福祉法等の一部を改正する法律附則に規定されました。県内唯一の中核市である盛岡市においては、現時点で設置見込みは未定であり継続して情報収集等を行っている状況です。
- 県福祉総合相談センターでは、日常的に児童虐待を含めた相談対応に係る助言・支援を行っているほか、県は児童虐待防止アクションプランのヒアリング等により意見交換し、連携して取り組んでいるところです。
- さらに、県では、平成31年4月から、県福祉総合相談センターと盛岡市のこども家庭センターとの間で人事交流を行っておりであり、児童福祉に係る専門性の高い人材育成に向けて支援しています。

【課 題】

- 盛岡市の児童相談所設置については、盛岡市の意見、盛岡市のこども家庭センターの運営状況、県児童相談所の体制等も踏まえ、丁寧な意見交換と情報提供が必要です。

【施策の具体的推進】

- 盛岡市においては、児童相談所の設置に関して情報収集を行っている段階であり、引き続き盛岡市の意向を確認しながら、国の児童相談所の設置促進施策等についての情報提供や意見交換を行うなど、必要な支援を行っていきます。

10 障害児入所施設における支援

【目指す姿・基本方向】

- 障害児入所施設においては、障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で養育を行っていきます。

【現状】

- 福祉型障害児施設ではできる限り良好な家庭的環境を整備するため、4施設中3施設が小規模施設を有しています。
- ユニット化等により良好な家庭的環境を整備している施設数は3施設で、そのような環境で生活している障がい児は令和6年4月1日時点で30人です。

【施策の具体的推進】

- 障害に対する正確な理解と障害特性に応じた環境の提供に加え、できる限り良好な家庭的環境の中で養育を行っていきます。

岩手県社会的養育推進計画

令和2年3月

令和7年3月改訂

岩手県保健福祉部子ども子育て支援室

〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号

TEL 019-651-3111 (内線 5461) FAX 019-629-5456

